

第2次白鷹町環境基本計画

平成25年3月

白鷹町

はじめに



白鷹町長

佐藤 誠 七

朝日連峰と白鷹丘陵、そして町の中央を流れる最上川が織りなす美しい自然に恵まれた本町は、悠久の時の流れを刻んで歴史と文化を育んできました。

しかしながら、人間が行う開発や社会経済活動等により、地球温暖化、気候変動、資源の消失など地球環境は一層深刻化し、本町においても対応が求められております。

また、平成23年3月に発生しました東日本大震災を受け、エネルギー政策の見直しと放射性物質による環境汚染の対策など新たな課題も生じています。

本町では、平成15年3月に策定した「白鷹町環境基本計画」に定める基本方針に基づき、環境施策を実施して参りましたが、平成24年度をもって10年間の計画期間が終了することから、この度、「第2次白鷹町環境基本計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、10年間の環境の変化や、実施してきた環境施策を検証しながら、課題と方向性の整理を行い、「第5次白鷹町総合計画」に示された将来像「笑顔かがやき心かよう 美しいまち」を環境という側面から実現していくために、新たな環境施策を掲げ、取り組んで参ります。

計画の推進にあたっては、町民・事業者・行政の協力のもと、白鷹町に暮らし活動されているすべての皆様が環境に関わる活動に関心を持ち、参加できるような基盤を整備してまいりたいと存じます。なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、熱心にご審議をいただきました白鷹町環境審議会委員の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました多くの関係者各位に厚く感謝と御礼を申し上げます。

平成25年3月

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 環境基本計画策定の目的	1
2 環境基本計画の背景と位置づけ	1
3 計画期間と目標年度、対象地域	3
4 計画の対象とする環境要素	4
第2章 第1次環境基本計画の検証	5
1 環境基本計画の検証	5
2 環境施策の課題と方向性	9
3 町民アンケートの結果と概要	11
第3章 環境基本計画の目指すもの	17
1 目指すべき環境像と基本目標	17
2 計画の体系	18
3 基本方針と環境基本条例との対応	20
4 計画の主体と役割	21
第4章 環境施策と各主体の取り組み	22
1 おいしい空気、清らかな水、安心して暮らせる住環境を守ります	22
2 低炭素社会の構築と、環境にやさしいエネルギー利用を進めます	29
3 恵み豊かな森林や農地を守り育てます	35
4 歴史的資源や景観を生かし、美しい風土を守ります	40
5 ごみを減らし、限りある資源を大切に使います	45
6 環境への意識を高め、より良い環境を創ります	50
第5章 重点推進プロジェクト	55
1 持続可能な美しいまちづくりに向けた行動推進プロジェクト	56
2 豊かな水と森を育む白鷹町流域プロジェクト	57
3 きれいな空気と景観を守る環境保全プロジェクト	58
4 地域からはじまる地球温暖化対策プロジェクト	59
第6章 計画の推進方策	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	63
3 計画内容の普及と意識啓発	65
資料編	66
資料編 01 第2次白鷹町環境基本計画策定経過	66
資料編 02 白鷹町二酸化炭素排出量の算定方法	69
資料編 03 白鷹町環境基本計画町民アンケート結果	71
資料編 04 白鷹町環境基本計画町民アンケート票	81

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 環境基本計画策定の目的

第1次白鷹町環境基本計画（平成21年3月見直し）が、平成24年度末で計画期間が終了することを受け、白鷹町環境基本条例第8条に基づき、第2次白鷹町環境基本計画を策定します。計画の策定にあたっては、本町の各種施策や分野別計画、国・県の関連計画との整合性を図り、近年の白鷹町の環境の現状や各施策の進捗状況、目標の達成度合い、社会情勢等を鑑み、今後の地域環境の望ましい将来像や目標、環境施策などについて検討を行いました。

2. 環境基本計画の背景と位置づけ

【国・県の環境施策の展開】

国の環境施策の基本となる「環境基本法」に基づく国全体の環境基本計画は、平成24年現在第四次計画まで策定されています。

山形県では平成11年に「山形県環境基本条例」を制定、平成24年3月には「第3次山形県環境計画」を策定し、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を将来像のイメージとして、今後10年間の環境施策を進めていくこととしています。

国・県の環境基本計画の概要は、表1.1に示すとおりとなっています。

表 1.1 国・県の環境基本計画の概要

	第四次環境基本計画(H24)	第3次山形県環境計画(H24)
計画対象期間	次期改定までの概ね6年間(～平成30年度)	平成23年度～平成32年度
目指すべき将来の姿	・低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成 ・その基盤として、「安全」を確保	・持続的発展が可能な豊かで美しい山形県
基本方針 ・基本目標	・政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携) ・国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化(国益と地球益の双方の視点) ・持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成 ・地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進	・地球温暖化を防止する低炭素社会の構築 ・再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化 ・ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築 ・豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築 ・安全で良好な生活環境の確保 ・環境教育を通じた環境の人づくり
重点施策	・経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 ・国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 ・地球温暖化に関する取り組み ・生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組み ・物質循環の確保と循環型社会の構築 ・水環境保全に関する取り組み ・大気環境保全に関する取り組み ・包括的な化学物質対策の確立とその推進のための取り組み ・東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項 ・放射性物質による環境汚染からの回復等	・地球温暖化防止県民運動推進プロジェクト ・再生可能エネルギー利用促進プロジェクト ・環境関連産業創出・育成プロジェクト ・ごみゼロやまがた県民運動推進プロジェクト ・県民みんなで支える新たな森づくりの推進プロジェクト ・生物多様性保全プロジェクト ・いのちの水をつなぐ最上川保全プロジェクト ・環境教育推進プロジェクト

【環境基本条例における位置づけ】

白鷹町では、平成 12 年に「白鷹町環境基本条例」を制定し、白鷹町の環境に対する基本理念及び基本方針を示しています。

環境基本計画は、これら基本理念と基本方針を踏まえ、白鷹町の目指すべき環境像を実現することを目的として、環境基本条例第 8 条に基づき策定します。

【環境基本計画の位置づけ】

平成 23 年 3 月に策定した「第 5 次白鷹町総合計画」において、町の将来像を「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」と定めています。

環境基本計画は、「第 5 次白鷹町総合計画」に示された町の将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけるものです。

また、環境基本計画は、同時に策定される「白鷹町エネルギー計画」や国・県との関連計画との整合を図り、推進していくものとしします。

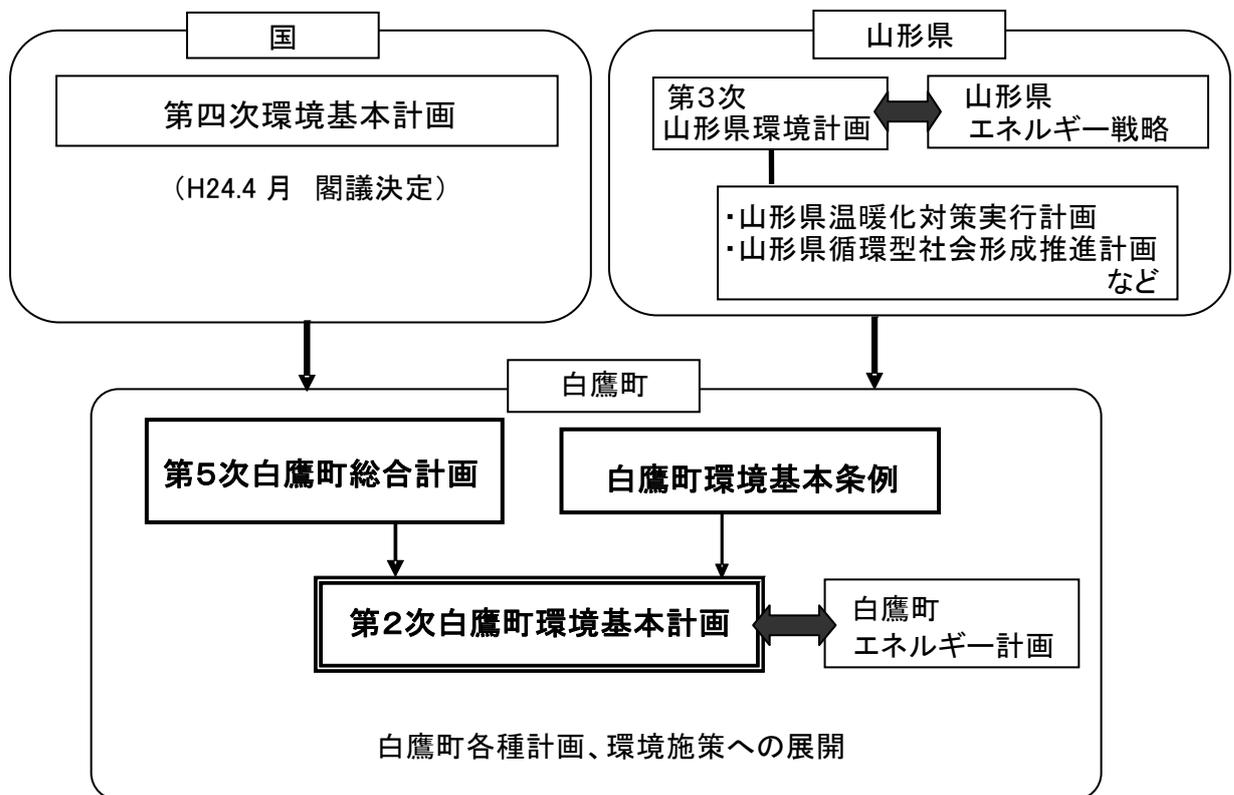


図 1.1 環境基本計画の位置づけ

3. 計画期間と目標年度、対象地域

【計画の期間、目標年度】

計画の期間は、開始初年度を平成 25 年度とし、目標年度を平成 34 年度までの 10 年間とします。また、本計画は国の環境施策の進展や社会情勢の変化、県・町の関連制度の整備等の進捗を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

計 画 期 間	平成 25 年度～平成 34 年度 の 10 年間
目 標 年 度	平成 34 年度

【計画の対象地域】

計画の対象地域は、白鷹町全域とします。ただし、町域周辺の環境や地球環境への影響も、十分に配慮するものとします。

4. 計画の対象とする環境要素

計画では、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「社会環境」及び「環境教育」に関する環境要素を計画対象とします。

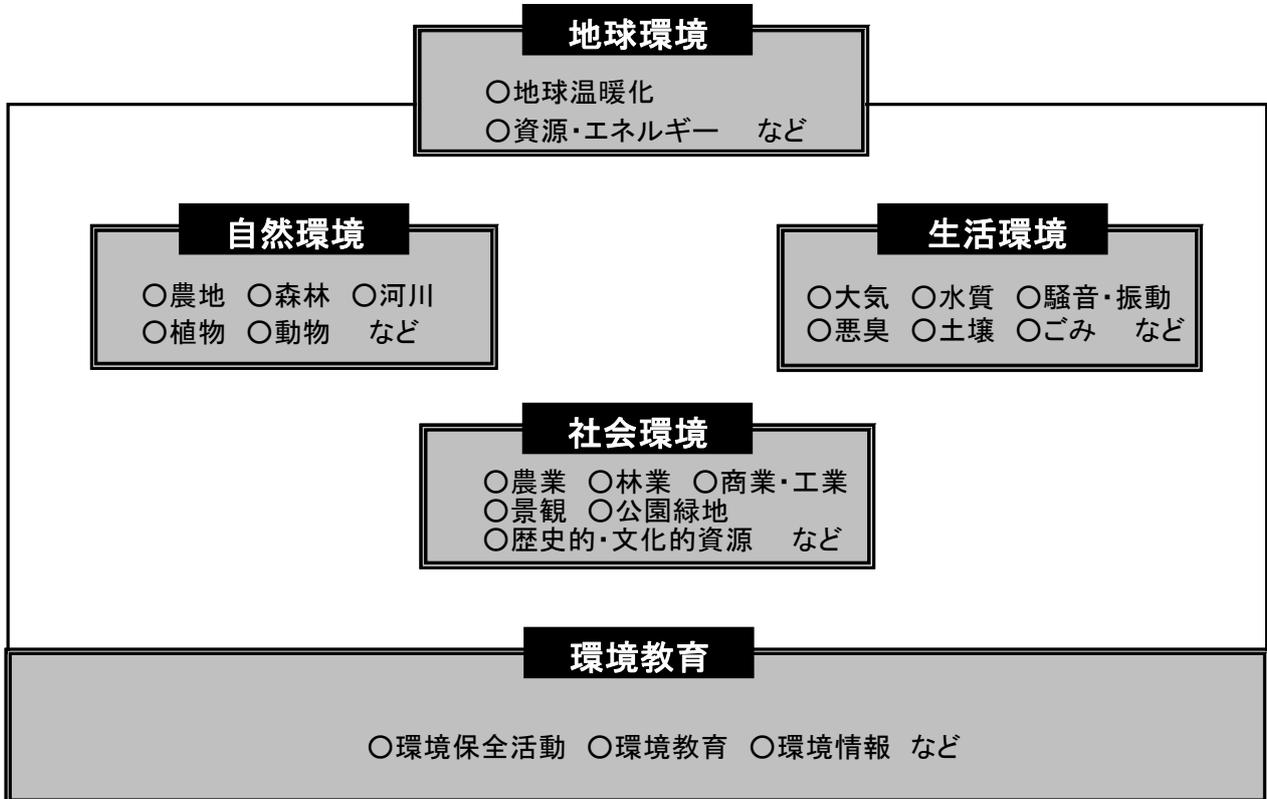


図 1.2 計画の対象とする環境要素

第2章 第1次環境基本計画の検証

1. 環境基本計画の検証

第1次環境基本計画では、策定した基本目標や施策について、達成度を把握するための指標を設定しました。平成20年度には計画の見直しにあわせて中間的な達成状況の評価を行うと同時に、評価結果や社会環境の変化等を勘案し、指標の一部改定と目標の再設定を行いました。

平成20年度に設定した指標目標について、町民アンケートや各種データに基づき、計画の最終年度における結果を示します。

評価の方法は、表2.1に示すように、H20改定時の目標を達成しているか否かを○×で、また評価指標が平成20年度時点より改善しているかどうかを矢印でそれぞれ評価しました。

表2.1 評価の方法

評価	評価の基準（目標達成）
○	目標を達成している。
×	目標が達成できていない。

評価	評価の基準（推移）
↑	過年度より指標が改善している。
→	現状維持、または過年度数値が存在しない。
↓	過年度より指標が悪化している。

【評価結果から見えてくる課題】

- ・ 大気・水環境について、住民の生活環境に係る項目では、光化学オキシダントや大腸菌群数など、平成20年度評価時から引き続き指標を達成していない項目が見られます。
- ・ エネルギー使用量は引き続き増加を続けています。
- ・ 町民の「環境に対する評価」は総じて厳しくなっています。

表 2.2 環境指標の達成状況

基本方針	環境指標		指標値			達成状況	
			H20 実績値	H20 改定時の 将来目標	H24 現在値	目標 達成	推移
1. おいしい 空気の郷を 守ります	大気汚染に係 る環境基準	二酸化硫黄	0.003ppm	環境基準 達成・維持	0.001ppm (H22 結果)	○	↑
		二酸化窒素	0.024ppm	環境基準 達成・維持	0.015ppm (H22 結果)	○	↑
		浮遊粒子状物質	0.041mg/m ³	環境基準 達成・維持	0.038mg/m ³ (H22 結果)	○	↑
		光化学オキシダント	0.110ppm	環境基準 達成・維持	0.102ppm (H22 結果)	×	↑
	ダイオキシン類測定結果		0.036~ 0.0099pg-TEQ/ m ³	0.6pg-TEQ/ m ³	0.014~ 0.01pg-TEQ/ m ³ (H16 結果)	○	⇒
	低公害車・低燃費車等の台数 (町)		8 台	13 台	13 台	○	↑
	「空気がきれい、悪臭が無い」と回答した人の割合		59%	70%以上	38.8%	×	↓
	「アイドリングストップを実践している」と回答した人の割合		59%	70%	64.0%	×	↑
	エコドライブ研修		0 回/年	3 回/年	7 回 (H23)	○	↑
エコドライブ指導員数		0 人	3 人	12 人 (H22+H23) エコドライブ普及員数	○	↑	
2. 静かで安心して暮らせる住環境を守ります	「騒音・振動がない」と回答した人の割合		60%	70%以上	51.5%	×	↓
3. 安全で豊かな水を守ります	生活排水処理施設普及率		77.1%	85% (H22)	80.9%	×	↑
	農業集落排水施設の普及世帯		321 世帯	340 世帯 (H22)	333 世帯	×	↑
	合併処理浄化槽設置基数		456 基	676 基 (H22)	532 基	×	↑
	水質汚濁に係 る環境基準 ^{注1}	水素イオン濃度指数 (pH)	6.8~7.3	環境基準 達成・維持	7.0~7.3 (H22 結果)	○	⇒
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.1mg/l	環境基準 達成・維持	1.1mg/l (H22 結果)	○	⇒
		浮遊物質 (SS)	10mg/l	環境基準 達成・維持	12mg/l (H22 結果)	○	↓
		溶存酸素量 (DO)	10.6mg/l	環境基準 達成・維持	11.0 mg/l (H22 結果)	○	↑
		大腸菌群数	4000MPN/ 100m l (基準超過)	環境基準 達成・維持	4900MPN/ 100m l (基準超過) (H22 結果)	×	↓
	「水がきれい」と回答した人の割合		48%	60%以上	39.1%	×	↓
「家庭からの排水に気を付けている」と回答した人の割合		75%	80%以上	75.8%	×	↑	
4. 清流を守り、水辺に親しみます	多自然型護岸の整備延長		1.3 km	2.0 km	1.3 km	×	⇒

注1：第1次環境基本計画における水質環境基準の評価は、県実施の測定地点（最上川・黒滝橋）を使用して行った。

表 2.3 環境指標の達成状況

基本方針	環境指標		指標値			達成状況	
			H20 実績値	H20 改定時の 将来目標	H24 現在値	目標 達成	推移
5. 安全な土壌を守ります	地下水汚濁に係る環境基準	砒素	0.12mg/l (基準超過)	環境基準 達成・維持	0.073mg/l (H21年度、 基準超過)	×	↑
		ほう素	2.2mg/l	環境基準 達成・維持	2.3mg/ (H21年度、 基準超過)	×	↓
6. 恵み豊かな農地を守り育てます	認定農業者数		123人	160人	113人	×	↓
	農地荒廃率		7.18%	5%	19.16% (H22)	×	↓
	グリーンツーリズム等の交流人口		224,827人/年	300,000人/ 年	351,700人/ 年	○	↑
7. 個性豊かな魅力ある郷づくりを進めます	「白鷹の歴史や伝統が感じられる」と回答した人の割合		54%	60%以上	42.4%	×	↓
8. 里山の再生を目指します	森林施業共同化実施地区面積		91ha	114ha	78.06ha	×	↓
9. たくさんの生き物が息づく自然を守ります	天然記念物		13件	現状維持	13件	○	→
	巨樹・巨木林		8件	現状維持	10件 (H24.9)	○	↑
	「多くの生物が生息・生育している」と回答した人の割合		72%	80%以上	56.2%	×	↓
10. 使い捨てをなくし、ごみの量を減らします	一人一日あたりごみ排出量		416g	310g	399g (H23)	×	↑
	集団回収量（子供会による）		244t	300t	191t (H23)	×	↓
	資源回収量（子供会を除く）		562t	600t	454t (H23)	×	↓
	EM講座開設数		10回以上	15回以上	15回以上 (H21～H23)	○	↑
	不法投棄箇所数		0箇所	0箇所	2箇所	×	↓
	「ごみの投げ捨てなどが無い」と回答した人の割合		35%	60%以上	27.3%	×	↓
	「資源回収に協力している」と回答した人の割合		87%	90%以上	90.6%	○	↑
	「買い物時のごみの減量に努めている」と回答した人の割合		74%	80%以上	83.8%	○	↑
「生ごみは堆肥化し、肥料として利用している」と回答した人の割合		57%	80%以上	52.9%	×	↓	
11. 限りある資源・エネルギーを有効に利用します	有収率		-	90%以上	89.4%	×	→
	一人あたり電力使用量（総電力量）		5,232kWh/年 (H19)	現状維持	5,533kWh/年 (H22)	×	↓
	一人あたり電力使用量（家庭使用分）		2,000kWh/年 (H19)	現状維持	2,176kWh/年 (H22)	×	↓
	「節水をしている」と回答した人の割合		80%	90%以上	77.2%	×	↓

表 2.4 環境指標の達成状況

基本方針	環境指標	指標値			達成状況	
		H20 実績値	H20 改定時の 将来目標	H24 現在値	目標 達成	推移
12. 環境への 高い意識を 持ち行動し ます	環境シンポジウム参加者数	160 人	250 人	100 人	×	↓
	マイバッグ持参率	50%以上	90%以上	91.3%	○	↑
	花いっぱい運動配布苗木数	多年草 2,310 ポット 単年草 11,820 ポット	多年草 3,000 ポット 単年草 15,000 ポット	多年草 810 ポット 単年草 16,795 ポット	×	↓
	「環境を守るための行動に積極的に参加 したい」と回答した人の割合	70%	100%	49.9%	×	↓
	環境アドバイザー数	0 人	5 人	0 人	×	→
13. 地域から 地球環境を 守ります	環境マネジメント事業所数	9 社	12 社	8 社	×	↓
	環境に関する町民アンケート調査の回収 率	51%	70%以上	42.5%	×	↓

2. 環境施策の課題と方向性

2.1 で行った評価結果をもとに、第1次環境基本計画における環境施策の課題と今後の方向性についてとりまとめた結果を以下の表 2.5-2.6 に示します。

表 2.5 環境施策の課題と方向性

13の基本方針 【第1次計画】	取り組み項目	課題と施策の方向性
1.おいしい空気の郷を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動車排出ガス対策 ◆野焼き対策 ◆大気の監視 ◆悪臭対策 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭問題に対し、継続的な調査や指導を行い一部改善も図られてきているが、苦情も継続している。 ・大気環境測定結果(町・県)は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントや野焼きなどによる大気環境が課題となっている。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害は、ハード的施策(規制、測定)のみでは困難、ソフト的施策(意識啓発、監視等)も含めた施策の展開 ・悪臭対策の推進(協議、監視、測定、指導) ・省エネルギーの視点も含めた継続的な低公害車の導入、エコドライブ等の推進
2.静かで安心して暮らせる住環境を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆騒音(振動)対策 ◆雪対策 ◆その他生活環境保全対策 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の自動車騒音調査では、全地点で環境基準を達成し苦情もほとんどないが、アンケート結果での満足度は50%となっている。 ・高齢化社会に伴い、除雪作業支援などのニーズが高まっている。 ・ダイオキシン類等の化学物質対策は全国的に推進され、町内においても環境基準を達成しているが、原子力発電所事故による放射能に関する情報へのニーズが高まっている。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活環境の快適性の向上を図るため、ソフト的施策(意識啓発、監視等)の展開 ・地域住民と行政の協力による除雪活動・支援 ・放射能に関する情報の提供
3.安全で豊かな水を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活排水対策 ◆水道水の保全 ◆地下水の保全 ◆水質の監視 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の水質は、概ね良好となっているが、町民アンケートの満足度は低下している。 ・町内河川では、大腸菌群数のほかBODも環境基準を超過しており、今後も調査監視を継続していく必要がある。 ・生活排水対策は整備率は高くなっているものの、下水道等への接続を継続して推進していく必要がある。 ・水道水に含まれる放射性物質は検出されていないが、監視を継続していく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、地下水の水質調査・監視の継続 ・公共下水道等の普及率の向上 ・放射能に関する情報の提供
4.清流を守り、水辺に親しみます	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川の保全 ◆河川のレクリエーション活用 ◆流域における総合的な取り組み 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フットパスによる町の観光と最上川リバーツーリズムの連携が今後望まれる。 ・清掃活動や河川を中心とした環境教育活動、調査活動など、より住民の参加しやすい環境をつくっていく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川、最上川フットパス、ヤナ公園を中心とした環境保全活動の活性化
5.安全な土壌を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆土壌の保全 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコファーマー制度」等を活用した農業分野における健全な土づくりの推進が望まれる。 ・堆肥センターや生ごみコンポスト化などを継続的に普及していく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコファーマー制度」等を活用した持続可能な農業の推進 ・畜産廃棄物や生ごみの堆肥化による有効利用の推進
6.恵み豊かな農地を守り育てます	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地の保全 ◆環境保全型農業の展開 ◆農地のレクリエーション活用 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の農業経営者の高齢化に伴う離農や耕作放棄地の増加は大きな課題となっており、環境保全と調和した土地の有効活用と農業の振興を一層図っていく必要がある。 ・グリーンツーリズムの展開など、観光と連携した農業生産の取り組みを推進する必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地等の有効活用 ・グリーンツーリズム、地産地消の取り組みによる農業生産活動の展開
7.個性豊かな魅力ある郷づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑の保全・創造 ◆景観の保全・創造 ◆歴史的・文化的資源の保全・活用 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園の維持管理の課題など、社会情勢の変化に対応した町民、行政等の役割分担などを図っていく必要がある。 ・まちなみ景観の維持や、河川・農村風景など周辺と調和した景観の保全を図っていく必要がある。 ・地域の伝統文化や地域資源に対する住民の関心を高めるため、啓発の場や情報提供の機会を積極的に設けていく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や街路樹などの適切な維持・保全 ・周囲の景観と調和した緑の維持・保全 ・歴史的・文化的資源や、それらと結びつく地域資源の保全と有効活用

表 2.6 環境施策の課題と方向性

13の基本方針 【第1次計画】	取り組み項目	課題と施策の方向性
8.里山の再生を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ◆森林の保全 ◆林業環境の整備 ◆森林のレクリエーション活用 ◆里山の再生 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者は減少し、バイオマス利用をはじめとする林産物の活用や森林吸収源活動の導入等、新たな取り組みによる活性化を図る必要がある。 ・人口減少が進むなかで、森林レクリエーションや植林などの活動や、グリーンツーリズムを取り込んだ森林保全のあり方を検討していく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の有効活用による森林の保全
9.たくさんの生き物が息づく自然を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物の生息環境の維持 ◆動植物の保護 ◆野生動物による食害被害対策 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物や巨樹・巨木の生育・生息環境の維持を継続的に推進する必要がある。 ・特に古木(サクラ等)に対する保護が重要となるため、地域住民やNPO等の協力による活動が必要となる。 ・野生動植物の食害等の被害については今後の状況に注意を払い、必要に応じて県などと連携した対策を取っていく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古木(天然記念物)などに代表される白鷹らしい自然の保全と維持 ・希少な動植物の保護・保全、鳥獣被害や外来生物への対応
10.使い捨てをなくし、ごみの量を減らします	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの減量化 ◆リサイクルの推進 ◆ごみの分別・適正処理 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進行に伴い、集団回収や資源回収などのリサイクル量が減少しつつある。 ・ごみのポイ捨てなどに対しての町民の満足度は低く、ごみの適正処理を徹底していく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、リサイクル対策の着実かつ継続的な推進 ・社会情勢・社会構造の変化に応じたリサイクルの推進 ・地域と一体となった不法投棄防止に対する取り組みの推進
11.限りある資源・エネルギーを有効に利用します	<ul style="list-style-type: none"> ◆省資源・省エネルギーの推進 ◆新エネルギーの活用 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭での節電、節水などの省エネ・省資源の意識や取り組みは進んでいるが、エネルギー消費量は省エネルギービジョンの目標値(10%減)に対し、5%程度にとどまっている。 ・東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しを受け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進が必要となっている。 ・再生可能エネルギーの導入にあたっては、産業振興などにも寄与できる仕組みづくりを構築していく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の地域特性を活かした再生可能エネルギー利用の実現 ・再生可能エネルギーの活用による地域産業の振興と安心・安全で活力あるまちづくりの実現 ・省エネルギーの推進
12.環境への高い意識を持ち行動します	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境意識の啓発 ◆環境教育の充実 ◆環境情報の共有 ◆環境保全活動の活性化 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「美しい郷づくり推進会議」や各種の環境保全活動などは比較的活発に行われているものの、参加する住民の固定化や少子高齢化の影響もあり、町全体での活動に広げていく取り組みが必要である。 ・環境教育に対する関心は高く、児童生徒への取り組みを引き続き進めていくと同時に、今後更に進展する少子高齢化を踏まえ、幅広い年齢層を対象とする啓発活動も活発に行っていく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「白鷹町美しい郷づくり推進会議」を中心とした環境保全活動団体及び参加者の拡大 ・幅広い年齢層にわたる環境教育の充実 ・学校、公民館等における地域資源・施設を活用した環境学習の推進
13.地域から地球環境を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ◆地球環境保全への取り組み 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の導入、省エネ活動の推進、再生可能エネルギーの導入、森林の保全・適正管理による低炭素社会の構築を進めていく必要がある。 ・森林保全、各種バイオマス等を利用し、町の自然特性を活かした省CO2活動を進めていく必要がある。 <p><施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・再生可能エネルギーの積極的利用による低炭素社会の構築 ・町の自然特性を活かしたCO2等の温室効果ガス排出削減活動の推進

3. 町民アンケートの結果と概要

現状での白鷹町における環境に対する意識を確認し、新たな計画の策定に資することを目的として平成 24 年 10 月、町民を対象とするアンケートを実施しました。

実施概要は以下の通りです。

調査地域：白鷹町全域

調査対象：白鷹町に居住する平成 24 年 4 月 1 日現在で満 16 歳以上の町民

調査方法：郵送による配布・回収

配布数：1,000 人

アンケート期間：平成 24 年 10 月 12 日～平成 24 年 10 月 26 日

アンケート回収状況：439 票（回収率 43.9%）

アンケートでは、第 1 次計画時（平成 13 年度）及び計画見直し時（平成 20 年度）にそれぞれ実施したアンケートの設問項目を参考に、それ以降の新たな環境問題や社会環境の変化を考慮したうえで、町民の環境に対する関心や意識、実行している環境対策や環境活動を問いました。

結果の概要を次に示します。

<関心のある環境問題>

- ・ 関心が高い環境問題は、「地球温暖化」「放射能の影響」「ごみや資源の問題」「悪臭」「エネルギー資源」であり、新たな環境問題である放射能やエネルギーへの関心が高くなっています。

【現在、関心のある環境問題は何ですか。】

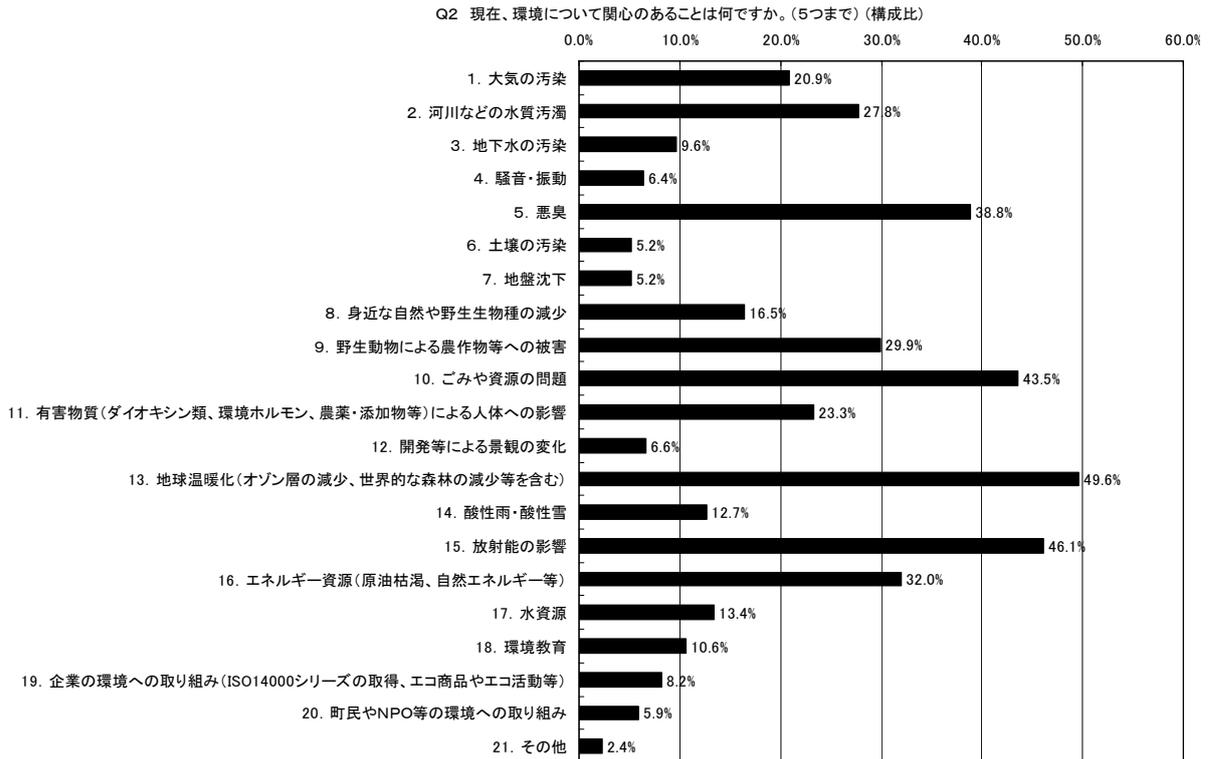


図 2.1 関心のある環境問題

＜環境保全活動への参加状況や参加意欲＞

- ・ 「白鷹町美しい郷づくり推進会議」「白鷹町衛生組合連合会」の認知度は比較的高いが、参加率は5%程度と低い水準となっています。
- ・ 平成20年度調査時と比較して、環境保全活動への参加意欲が低下しています。

【白鷹町でおこなわれている環境保全活動を知っていますか。または参加したことがありますか。】

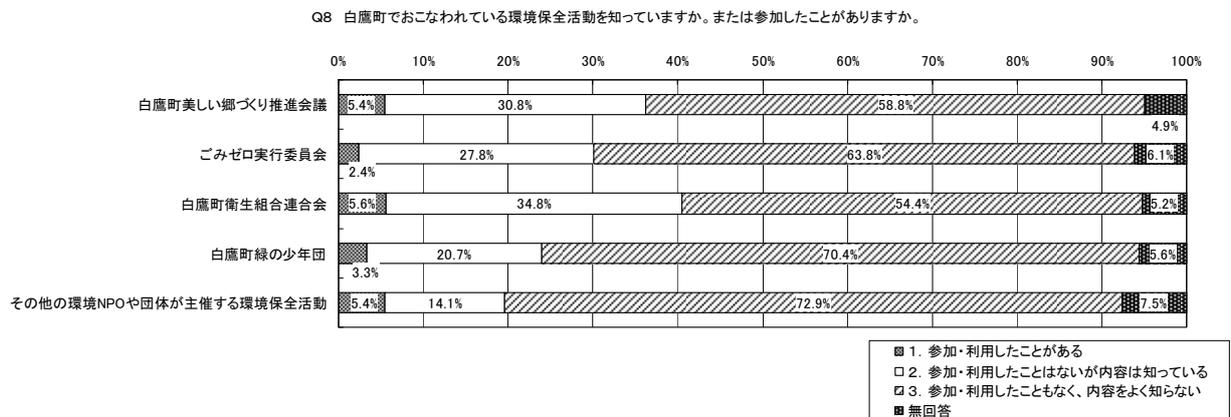


図 2.2 環境保全活動への参加状況

【良い環境を守り育てていくために、あなたは環境を守るための行動に積極的に参加したいと思いませんか。】

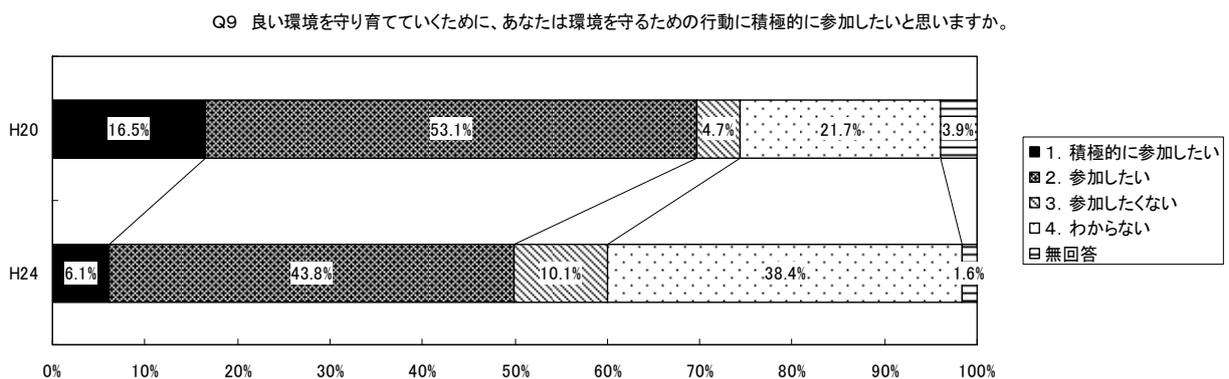


図 2.3 環境保全活動への取り組み意欲（平成20年度との比較）

<環境保全への取り組み状況>

- ・ 「資源回収」「簡易包装」「マイバック持参」等の日常的な省資源・リサイクル・地球温暖化対策への取り組み割合が高くなっています。
- ・ 自然エネルギーの活用などの取り組み割合は低い状況にあります。

【あなたは、環境を保全するために日常的にどのようなことを行っていますか。】

Q7 あなたは、環境を保全するために日常的にどのようなことを行っていますか。

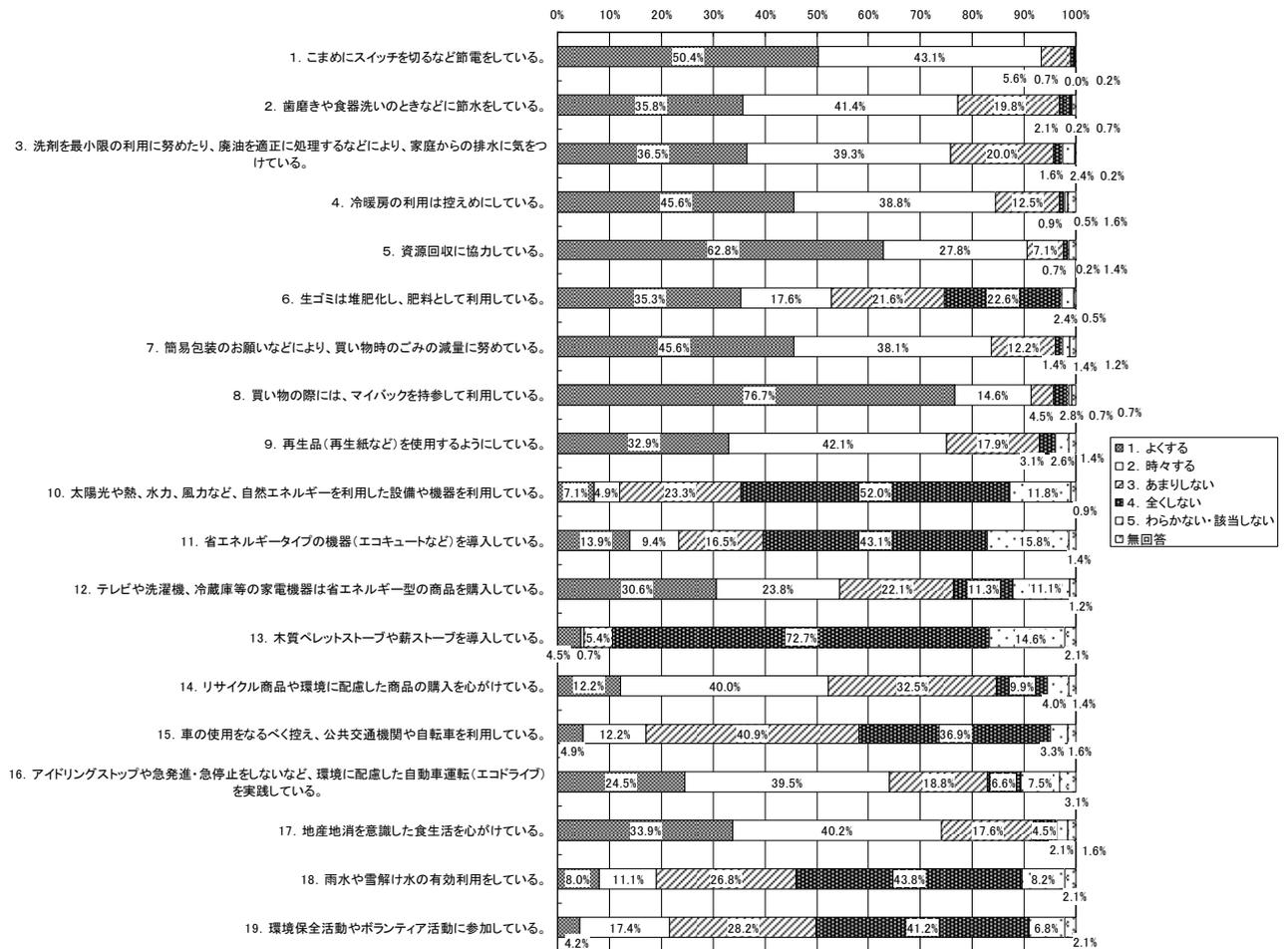


図 2.4 環境への取り組み状況

＜重点をおくべき環境施策の内容＞

- 重点をおくべき環境施策として、「空気や水質等の公害防止」「資源循環型社会」「自然環境保全」「景観形成」「環境教育」などの割合が比較的高くなっていますが、環境へのニーズが多様化している傾向が見られます。

【どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。】

Q10 どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。(5つまで) (構成比)

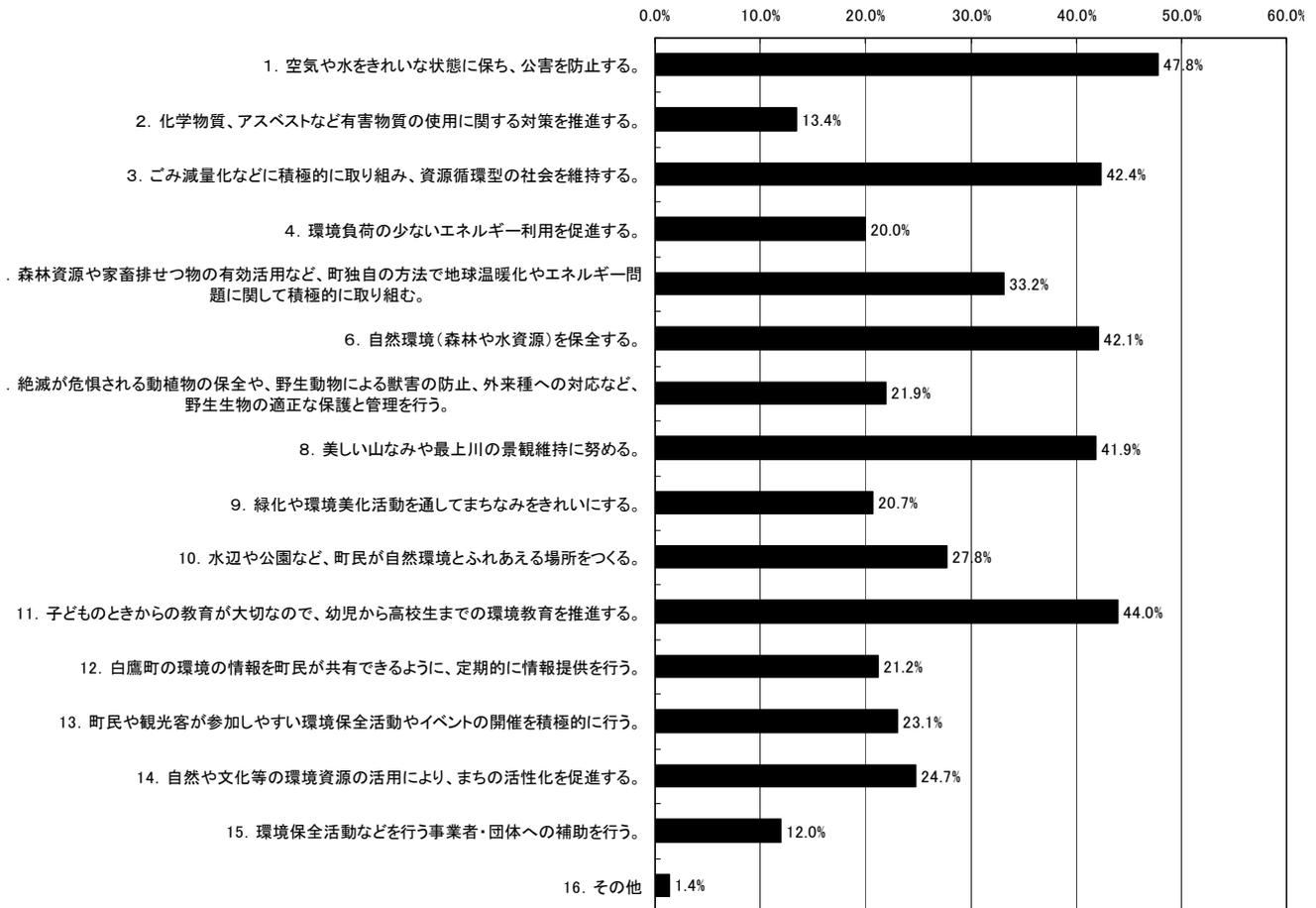


図 2.5 重点を置くべき環境施策の内容

第3章 環境基本計画の目指すもの

1. 目指すべき環境像と基本目標

平成22年度を計画初年度とする白鷹町第5次総合計画では、まちづくりの理念を「共創のまちづくり」とし、町民をはじめとする町のあらゆる主体がそれぞれの役割を担い、連携のもとに創造・発展していくことを目指しています。第1次環境基本計画策定から10年、町では大きな自然の変化や災害等に見舞われることはなく、豊かな田園景観とそれを支える自然環境を維持してきました。今後も町民全てが豊かな自然の恵みを享受し、持続可能な発展を続けることを目指して行動していきます。

このため本計画では、第5次総合計画で定められた白鷹町の将来像を環境の面から実現していくための環境像と基本目標を次のように設定します。

目指すべき環境像と4つの基本目標

安全で良好な環境を

保全・創造し

将来世代へ

継承できるまち

人と自然が

共生したまち

笑顔かがやき 心がよう 美しいまち

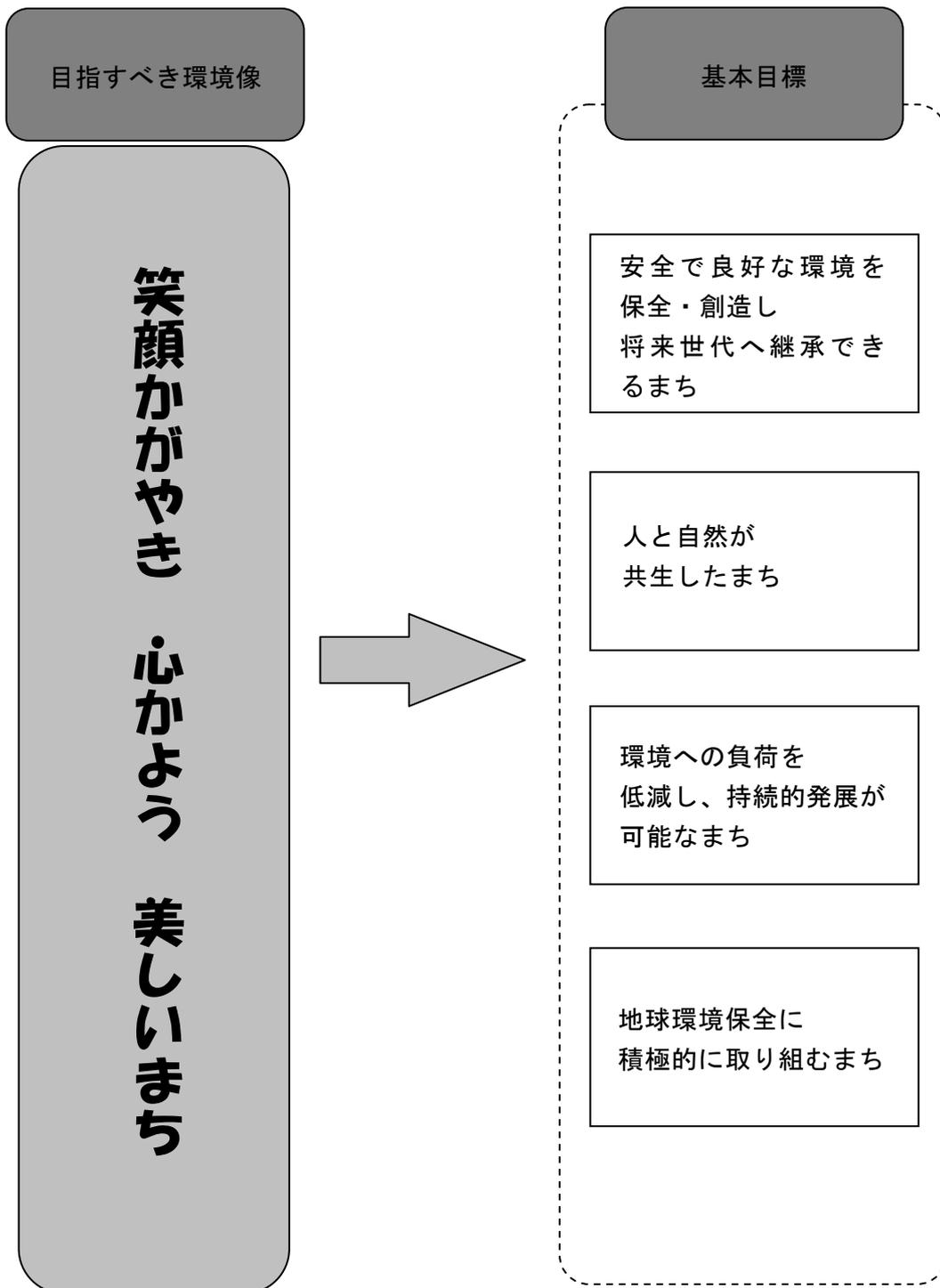
**環境への負荷を低減し、
持続的発展が可能なまち**

**地球環境保全に積極的に
取り組むまち**

2. 計画の体系

基本方針は、将来の白鷹町における環境像の実現と基本目標の達成を目指し、環境面でのまちづくりの大きな方向性を示すものです。

本町の目指すべき環境像「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」を実現し、この美しいしらかを未来の子どもたちへ引き継いでいくため、わたしたちが行うべき取り組みに関する基本方針を次のように設定します。



基本方針

1. おいしい空気、清らかな水、安心して暮らせる住環境を守ります
2. 低炭素社会の構築と、環境にやさしいエネルギー利用を進めます
3. 恵み豊かな森林や農地を守り育てます
4. 歴史的資源や景観を生かし、美しい風土を守ります
5. ごみを減らし、限りある資源を大切に使います
6. 環境への意識を高め、より良い環境を創ります

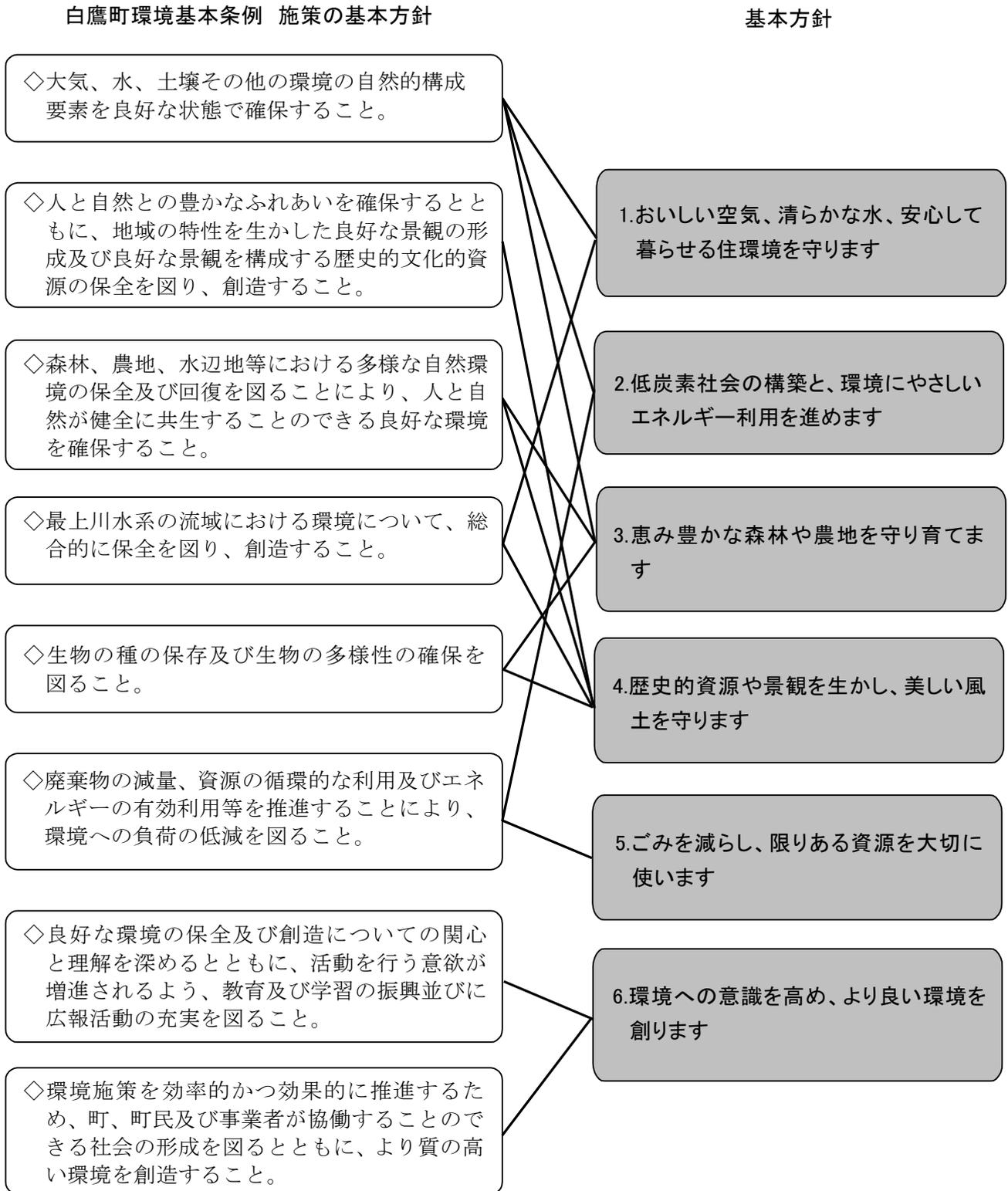
具体的な取り組み項目

- 公害対策の推進
- 水環境の保全
- 放射能に関する情報の提供
- 地球温暖化対策の推進
- 再生可能エネルギーの推進
- 省エネルギーの推進
- 森林の保全と有効活用
- 持続可能な農地の保全
- 生物の生息環境の維持
- 歴史的・文化的資源の保全
- 景観の保全
- ごみの減量
- リサイクルの推進
- ごみの適正処理
- 環境教育・環境学習の推進
- 環境情報の共有化
- 環境保全活動の活性化

白鷹町
エネルギー計画

3. 基本方針と環境基本条例との対応

計画における基本方針と、白鷹町環境基本条例第7条とは以下のような関係となっています。



4. 計画の主体と役割

目指すべき環境像の実現のためには、「共創のまちづくり」の理念のもと、美しいしらかをを守り未来の子どもたちへ引き継いでいくために、町民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じ、お互いに連携・協働を図りながら自主的・積極的に行動し、次のような役割を担っていきます。

(1) 町民の役割

町民は環境問題への理解を深め、自然環境の保全、省資源・省エネルギー、ごみの減量などを自ら進んで行い、環境への影響を少なくするよう努めます。

町が実施する各種取り組みに協力し、地域の環境保全活動に積極的に参加していきます。

(2) 事業者の役割

事業者は環境への理解を深め、事業活動に際して公害を防止し、自然環境を保全するよう配慮していきます。

町が実施する各種取り組みに積極的に参加・協力していきます。

(3) 行政の役割

行政は環境保全のための各種取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、町民・事業者の環境に対する意識の高揚に努めます。

各種取り組みを行うにあたっては、町民・事業者などと連携し、より良い環境づくりのための各種取り組みを総合的かつ計画的に推進していきます。

必要に応じ、国、県及び近隣市町とも連携していきます。

第4章 環境施策と各主体の取り組み

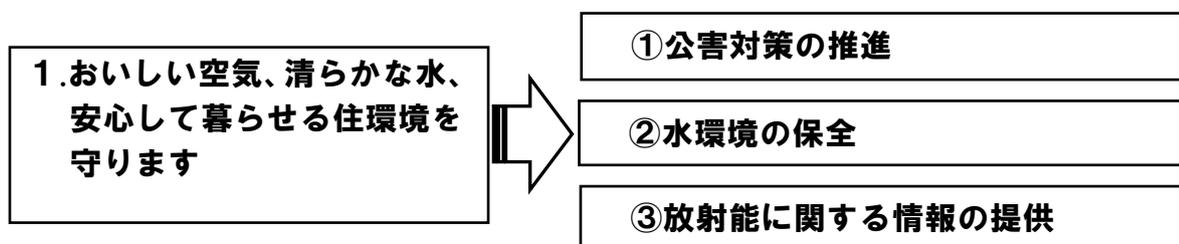
1. おいしい空気、清らかな水、安心して暮らせる住環境を守ります

白鷹町では大気汚染や有害物質汚染、水質汚濁や騒音・振動被害などの大きな公害問題は確認されておらず、全体として良好な生活環境が保たれているといえます。一方で、ごみの野焼きや畜産業施設から発生する悪臭、生活排水の流入による水質汚濁などが町民の生活に影響を与えている地域もあり、町民アンケートでも解決すべき課題として挙げられています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生を受け、東日本全域で放射性物質による汚染被害への不安が生じたことから、国による空間線量モニタリングポスト[※]の設置や自治体による食品・水・農産物等の検査が行われてきました。現在、白鷹町を含む山形県内では国の安全基準を満たす環境下にあるといえますが、これまで想定されなかった新たな課題として、放射能汚染に対する町民の関心は大きくなっています。

【施策・取り組みの体系】

町の快適で安全な生活環境づくりを推進していくための施策を大きく3つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※空間線量モニタリングポスト

大気中の放射線（空間放射線）の影響を調べるため、空間放射線量のうち、洋服や靴などで遮蔽されなため人体に到達する γ （ガンマ）線の量を連続して測定する装置のこと。

1-①：公害対策の推進

大気汚染に関する課題として、町民からはごみの野焼きに関する苦情が上げられています。さらに近年では、自動車使用量の増加などに伴う西置賜地域での光化学オキシダント※の発生がみられます。大規模な大気汚染や騒音・振動などの発生は無いものの、規制や監視の継続と共に、町民や事業者それぞれにおける環境への配慮が必要となっています。

また、白鷹町で盛んに営まれている畜産業施設から発生する悪臭は、環境に影響する長年の課題となっています。これまでも行政による指導、事業者による改善策への取り組み等が実施されてきましたが未だ解決には至らず、アンケートでも多くの町民が課題と捉えています。今後も関係者の協力のもと、対策の検討を進めていく必要があります。

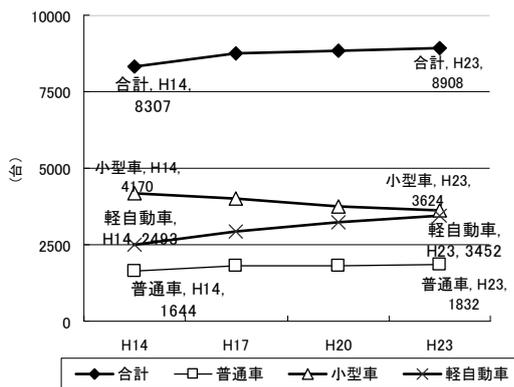


図 4.1 白鷹町乗用車保有台数

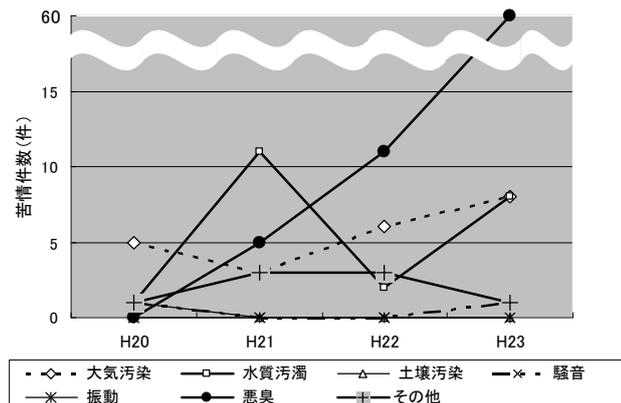


図 4.2 白鷹町苦情件数

1-②：水環境の保全

水環境では、主に大腸菌群数の基準超過が見受けられます。今後は継続した水質検査などを行いながら、原因の究明と対策の実施、生活排水処理施設の整備、下水道への接続など、町民・事業者・行政が協力して適切な水処理の推進を行っていくこと、更にそれぞれの家庭・事業所レベルで環境に配慮した水の使用と処理を行っていくことが重要といえます。

表 4.1 白鷹町水質調査結果

項目	最上川 (黒滝橋)	谷町川	思川	環境基準
調査年度	H22	H23	H23	
水素イオン濃度(pH)	7.0~7.3	6.7	7.1	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1.1	1.3	2.8	2以下
浮遊物質(mg/l)	12	6	19	25以下
溶存酸素量(mg/l)	11	11.1	10.6	7.5以上
大腸菌群数(MPN/100ml)	4,900	46,000	147,750	1,000以下

網掛け部分：環境基準を超過する項目

1-③：放射能に関する情報の提供

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染の影響は、今後も継続して監視していく必要があります。町は、安全・安心な日常生活と産業活動のために、今後も国や県と連携し、継続的な情報提供に努めていきます。

※光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物等が、太陽の光を受けて光化学反応を起こすことで発生する汚染物質。日差しが強く風の弱い日は空中に溜まってスモッグ状になり、光化学スモッグとなる。のどや目の痛みなど人に健康被害が及ぶ場合もある。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

町 民

1-①：公害対策の推進

- エコドライブ*を実践します。
- 自家用車については、低公害車・低燃費車*の導入に努めます。
- ごみの適切な処理に努め、ごみの野焼きは行いません。

1-②：水環境の保全

- 使用済み食用油や調理くずを直接流さないようにします。
- 公共下水道*・農業集落排水施設*への接続を行います。
- 合併処理浄化槽*の設置と適正な維持管理を行います。
- 水源となる山林について理解を深め、保全活動などへ参加します。

1：①、②、③共通

- 行政や地域団体が行う環境調査活動へ積極的に参加します。

※エコドライブ

環境（この場合、燃料消費に伴うCO₂などの物質排出による様々な影響）に配慮した車の乗り方のこと。駐停車時のアイドリングストップや加加速度の少ないアクセル操作による運転など、一般家庭での自家用車使用時にも実践できる方法の総称。

※低公害車・低燃費車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。狭義には電気自動車、メタノール車、天然ガス車及びハイブリッド車などがある。低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき定められた燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車のこと。

※公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道をいう。

※農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

※合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活雑排水とし尿を併せて処理する浄化槽で、公共下水道と同等の処理能力を有する。

事業者

1-①：公害対策の推進

- 業務による車両使用ではエコドライブを実践します。
- 業務用車両については、低公害車・低燃費車の導入に努めます。
- 低騒音・低振動型の機器や機材の使用に努めます。
- 農業用資材（マルチ※・プラスチック類）の適切な処理に努めます。
- 家畜排せつ物や堆肥は適切に管理するとともに、エネルギー計画に沿ったバイオマスエネルギー利用の検討を行います。

1-②：水環境の保全

- 有機系塩素化合物※など地下水・土壌汚染源となる可能性のある物質は適切な処理・管理を行います。
- 水源となる山林について理解を深め、適切な保全管理に努めます。
- 公共下水道、農業集落排水事業への加入及び合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。

1：①、②、③共通

- 行政や地域団体が実施する環境調査活動へ協力します。

※マルチ

野菜、果樹、花の栽培を効率的に行うための被覆材で、主に野菜などの根元の土を直接覆い、地面の温度を上昇させたり雑草の発生を抑制するために使用するもの。

※有機系塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用された。しかし、化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化した。

このため、PCB やトリクロロエチレンなどについては、人の健康の保護に関する環境基準が設定されており、「水質汚濁防止法」（昭45法138）、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭48法117）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭45法137）等に基づき、その製造や排出が規制されている。

1-①：公害対策の推進

- エコドライブ講習会を実施し、推進します。
- 公用車については、低公害車・低燃費車の導入に努めます。
- 公共工事での低騒音・低振動型機器の使用に努めます。
- 工場・事業場等からの汚染物質の排出抑制、排出基準遵守の指導を行います。
- 悪臭対策を推進します。

1-②：水環境の保全

- 公共下水道、農業集落排水への接続と合併処理浄化槽の普及を推進します。
- 河川水質のモニタリング（監視）調査を行い情報を公開します。
- 水生生物調査等、地域の協力及び広域連携のもとに様々な調査活動を積極的に実施していきます。

1-③：放射能に関する情報の提供

- 町民の要望と状況に応じ、給食検査など放射性物質に対する独自検査を実施します。
- 国・県と連携し、町民にわかりやすい形で放射性物質等に関する情報提供を行います。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
1-①	大気汚染に係る環境基準※（二酸化硫黄※、二酸化窒素※、浮遊粒子状物質※、光化学オキシダント）注1	光化学オキシダントで基準未達成	全項目について環境基準達成
1-②	水質汚濁に係る環境基準（水素イオン濃度指数（PH）※、生物化学的酸素要求量（BOD）※、浮遊物質（SS）※、溶存酸素※量（DO）、大腸菌群数※）注2	大腸菌群数で基準未達成	全地点・全項目について環境基準達成
1-①	低公害車・低燃費車等の導入台数	13台 （公用車台数の40.6%）	28台 （公用車台数の90%）
1-②	生活排水処理施設普及率※	80.9%	90.0%
1-①	「エコドライブを実施している」と回答した人の割合	64.0%	80.0%
1-②	「家庭からの排水に気をつけている」と回答した人の割合	75.8%	90.0%
1-①	ごみの野焼き苦情件数（町受付）	6件【H23年度】	0件

注1：長井高野一般環境局データによるものとする。

注2：町が実施する測定点における水質調査データによるものとする。（図4.3採水箇所参照）



図 4.3 町実施による河川水質調査地点（平成 24 年度）

※環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気や水、土壌、騒音をどの程度のレベルに保つことを目標として施策を実施すべきかの目標を定めたもの。

※二酸化硫黄

大気汚染物質の一つで亜硫酸ガスともいう。化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。

※二酸化窒素

大気汚染物質の一つ。窒素酸化物（NOX）は、空気中で石油や石炭等の燃焼、合成、分解等の処理を行う過程で必ず発生する物質で、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO2）であり、二酸化窒素は環境基準が定められている。

※水素イオン濃度指数（pH）

酸性、アルカリ性の度合いを示す指数。7.0 が中性で、これより値が小さいと酸性、大きいとアルカリ性を表す。

※生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえる。

※浮游物質（SS）

水中に浮游する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなる。水の濁りの原因となり浮游物質量が大きくなると魚類などへの影響が現れると言われている。

※溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれる。一般に魚介類が生息するためには 3mg/l 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/l 以上が必要で、ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。

※大腸菌群数

水の中に含まれる大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数。水域のし尿汚染の指標とされる。

※生活排水処理施設普及率

総人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設で処理できる人口の割合。

2. 低炭素社会の構築と、環境にやさしいエネルギー利用を進めます

「低炭素社会」とは、化石燃料の使用を抑制し、地球温暖化による気候変動などの影響を低減した持続可能な社会のことです。化石燃料の大量使用により発生した温室効果ガスを主な原因とする地球温暖化は、地球規模の環境問題として認識され、国内外で対策が進められています。

これまで、国内の温暖化対策はCO₂排出量を抑えることを目的に、太陽光や風力、水力、バイオマス※、原子力といった化石燃料以外のエネルギーや、石油よりもCO₂排出量の少ない天然ガスなどのエネルギー源への移行を目指してきました。しかし平成23年に発生した東日本大震災と原子力発電所事故を受け、その枠組みは大きく揺らいでいます。太陽光や風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー※は、化石燃料のように埋蔵量による制約を受けず、排出ガス等による環境への悪影響が少ないなど多くのメリットを持つ反面、まだまだコストが高いこと、安定したエネルギーを得にくいといった課題もあります。

白鷹町を含む山形県内では、東日本大震災の影響で東北電力からの送電が数日に渡ってストップし、町民の生活に大きな影響がありました。自分たちの身近な場所でエネルギーを作って使う、いわば「エネルギーの地産地消」ができることは、新エネルギーの大きなメリットのひとつです。

町では、これらの背景とメリット・デメリットを踏まえ、平成25年度を計画初年度とする「白鷹町エネルギー計画」に基づいて、低炭素社会の構築に向けた新たなエネルギーの導入・活用と、エネルギー資源をより効率的に使用していくための省エネルギー活動を進めています。

【施策・取り組みの体系】

低炭素社会の構築と環境にやさしいエネルギーの利用を推進していくための施策を大きく3つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※バイオマス

生物由来の資源を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）」を指す。木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」、牛や豚、鶏などの排せつ物等を「畜産バイオマス」、農業の生産物以外の残渣（もみがらや稲わら等）を「農業バイオマス」と呼ぶ。さらに廃棄物や食品残渣等もバイオマス利用される場合がある。

※再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇することなく繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギー源とされる。

2-①：地球温暖化対策の推進

<低炭素社会構築に向けた努力>

白鷹町の二酸化炭素排出量は、事務部門（3次産業）のほか、家庭部門、運輸部門で7割を占めています。「地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の行政活動による温室効果ガス※削減を目指すほか、公共交通の積極利用やエコドライブの実践、啓発活動を通じた総合的な温暖化対策を実行していきます。

<吸収源機能の推進>

森林は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収するため、温暖化対策の中でも重要な要素です。豊かな森林に恵まれた町の特性を活かし、維持管理・活用を通じた吸収源機能※の推進を目指します。

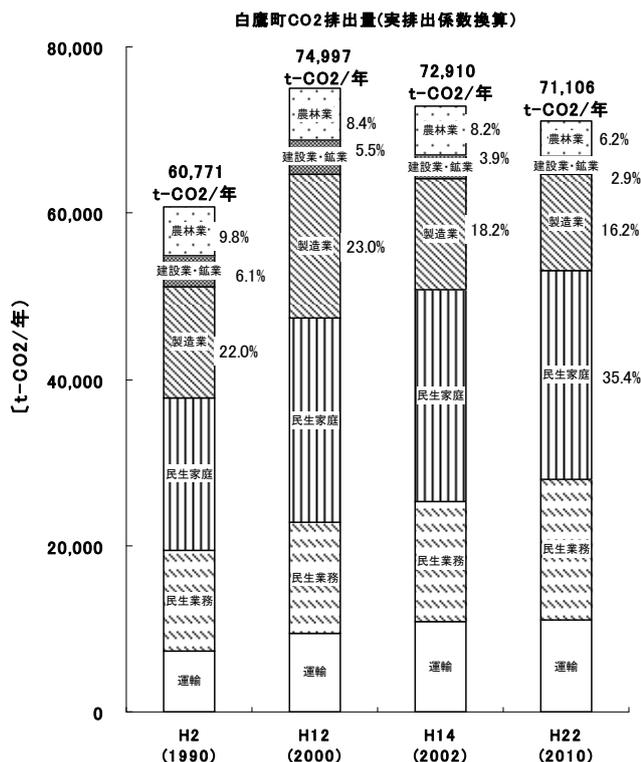


図 4.4 白鷹町の CO2 排出量

2-②：再生可能エネルギーの推進

白鷹町で導入が期待される再生可能エネルギーには、太陽光、太陽熱、小水力、バイオマス等があります。固定価格買取制度※等の支援策を活用し、一般家庭、事業所、公共施設への導入を推進するほか、町内での小水力試験運用の開始、遊休地の利活用など、様々な角度から再生可能エネルギーを活用できる環境の整備を目指していきます。

2-③：省エネルギーの推進

低炭素社会の構築には、再生可能エネルギーの導入のほかにも、エネルギーの効率的な利用が欠かせません。暖房・冷房効率の高い省エネ住宅や省エネ機器の導入促進及び町民や事業者一人ひとりの省エネ・節電の努力を引き続き推進していきます。

※温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、一部を再放射して地表面の温度を高める効果（温室効果）があるため、人為による地球温暖化の原因物質と考えられている。京都議定書では、二酸化炭素（CO2）、一酸化二窒素（N2O）、メタン（CH4）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）の6種類を対象として、日本を含む先進国の削減目標を定めている。なお、温室効果に与える影響の強さは物質ごとに異なるが、CO2が温室効果の原因の約3分の2を占める。

※吸収源機能

正式には二酸化炭素吸収源といい、地球温暖化の主要因となる温室効果ガスを大気中から除去・固定するような機能を指す。主な吸収源としては海洋、森林、土壌があり、森林に関しては間伐等の適切な森林経営によって、吸収源機能が増大するとされる。

※固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

2-①：地球温暖化対策の推進

町 民

- フラワー長井線など公共交通機関を積極的に利用します。
- エコドライブを実践します。
- 自家用車については、低公害車・低燃費車の導入に努めます。
- 焼却処分時の温室効果ガス排出低減のため、ごみの削減に努めます。
- 地域産材[※]や林産物を使用した製品を積極的に購入します。
- 地球温暖化に関する理解を深めます。

事業者

- 業務による車両使用ではエコドライブを実践します。
- 業務用車両については、低公害車・低燃費車導入に努めます。
- 焼却及び最終処分時の温室効果ガス排出低減のため、事業廃棄物の削減に努めます。
- 地域産材や林産物を使用した製品を積極的に購入します。
- 地球温暖化と事業活動の関わりについて理解を深めます。

行 政

- 地球温暖化対策実行計画を策定します。
- フラワー長井線等公共交通機関の利用促進を図ります。
- 公用車については、低公害車・低燃費車導入に努めます。
- 地域産材の使用を推進します。
- 町民・事業者へ地球温暖化に関する情報を提供します。
- エコドライブ講習会を実施し、推進します。

※地域産材

主に白鷹町内及びその周辺地域の森林から生産された木材のこと。（入手困難な場合は山形県産材とする。）

「2-②：再生可能エネルギーの推進」及び「2-③：省エネルギーの推進」に関する具体的な取り組みは、「白鷹町エネルギー計画」で定め推進していくこととします。

2-②：再生可能エネルギーの推進

町 民

【太陽光発電・太陽熱利用の取り組み】

- 国・県の助成制度や町独自の助成制度を活用し、家庭や事業者への太陽光発電・太陽熱利用設備の普及を推進します。
- 防災拠点を中心とした町有施設への太陽光発電や蓄電池、太陽熱利用設備の導入を推進します。

事業者

【バイオマス（木質・農業・畜産）利用の取り組み】

- 国・県の助成制度や町独自の助成制度を活用し、家庭や事業者への木質バイオマス利用設備（まき、ペレット、チップ等利用設備）の普及を推進します。
- 各種バイオマスの利用に向け、需要や供給に関するニーズや課題等についての検討・研究を行います。
- 町有施設へのバイオマス利用設備の導入を推進します。

行 政

【小水力発電の取り組み】

- 実証実験を通して得られる知見やデータを活用して、利用方法や需給システムについて検討・研究し、小水力発電の普及を推進します。

【雪氷熱・温度差熱利用の取り組み】

- 積雪による雪氷熱の冷蔵・冷房利用について、普及に向けた検討・研究を行います。
- 主に地下水熱を熱源とする温度差熱利用[※]（ヒートポンプシステム）の普及・導入を推進します。

※雪氷熱・温度差熱利用

雪氷熱利用とは、寒冷地において冬の間に降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用するもの。

温度差熱利用とは、地下水、河川水などの水源を熱源としたエネルギー。夏場は水温の方が温度が低く、冬場は水温の方が温度が高いため、この水の持つ熱をヒートポンプを用いて利用したもの。

2-③：省エネルギーの推進

町 民

事業者

行 政

【省エネルギー設備等導入の取り組み】

- 家庭や事業者への省エネルギー機器*・省エネルギー設備*の導入を推進します。
- 町有施設における各種機器の省エネルギー化への更新を推進します。

【持続可能なライフスタイル普及の取り組み】

- 日常生活における省エネ・節電行動の浸透を目指します。
- エネルギーに関する環境教育の充実を図り、子どもたちへの浸透を図ります。

【移動手段の省エネ化に向けた取り組み】

- フラワー長井線などの公共交通機関の利用促進を図ります。
- 公用車への低公害車・低燃費車の導入を促進します。
- エコドライブやアイドリングストップ*を推進します。

※省エネルギー機器

主に家庭で使用する家電製品などで、既存の機器よりも電気使用量を低く抑える事のできる機器のこと。10年ほど使用している家電製品の場合、最新の省エネ型製品に買い換えることで大きな節電効果を得ることができる。

※省エネルギー設備

既存設備よりも電気使用量が小さい、または発電・熱利用を同時に行う事でエネルギーの効率利用ができる等、エネルギー使用と温室効果ガス排出低減につながる設備のこと。家庭や事業所でのエネルギー使用量をリアルタイムで使用者に知らせ、省エネ活動を促進する機器（省エネナビ）などを含める場合もある。

※アイドリングストップ

CO2 排出抑制、大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
2-①	町民一人あたりの年間二酸化炭素排出量	4,643kg-CO2/年 【H22年度】 ^{注1}	4,010kg-CO2/年 ^{注2} 【約14%削減】
2-③	一人当たり家庭用電力消費量 ^{注3}	2,176kWh/年 【H22年度】	1,817kWh/年
2-②	再生可能エネルギー導入目標量	平成22年度エネルギー消費量 ^{注4} の3%の再生可能エネルギーを導入 →21,000GJ分の導入 (電源分10,000GJ、熱源分11,000GJ)	
2-③	町全体のエネルギー消費量	省エネ目標：平成22年度エネルギー消費量の10%の削減 →84,000GJの削減	

注1：2010年度エネルギー起源CO2排出量（電力量のみ町実績値使用）による。

注2：年間二酸化炭素排出量の目標値は、白鷹町エネルギー計画に基づき以下のように設定した。

- ・再生可能エネルギー導入量（電源分）+省エネルギー目標量の48%：電源換算（H22東北電力排出係数使用）
- ・再生可能エネルギー導入量（熱源分）+省エネルギー目標量の52%：熱源換算（灯油換算）

以上をCO2換算し、平成22年度CO2排出量を基準に差し引いたのち、町人口（平成22年度と同水準を維持と仮定）で割った値を目標値とする。

この数字はエネルギー消費由来の二酸化炭素排出量の目標値を示すものであり、森林吸収源活動（町内の人工林での間伐活動など）の活性化等によるエネルギー以外の分野での町の温暖化対策努力は含まない値とする。

注3：再生可能エネルギー導入目標量（電源相当分）+省エネルギー目標量の48%（電源相当分）をH22年度の電力消費量実績値から差し引き、さらに家庭消費相当分（消費量全体の約40%）に按分した値。

注4：2010年度都道府県別エネルギー消費統計（電力量のみ町実績値使用）による。ただし、運輸部門（自家用乗用車分）を除いたもの（674,327GJ）を基礎とする。

3. 恵み豊かな森林や農地を守り育てます

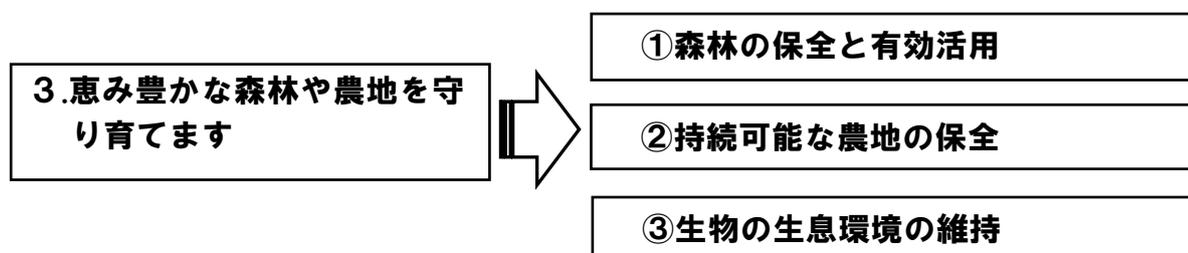
本町において森林は町全面積の約 65%、農地は約 13%を占めており、町民アンケートにおいても、「森や川など自然が豊かである」と 90%近くの町民が回答しています。比較的標高の高い山域に残された自然環境と、植林や二次林[※]など人々の生活や経済活動と密接に繋がる里山、そして最上川を中心に広がる水田や畑などの農地は、様々な面で町の暮らしを支える重要な柱といえます。

その一方で、産業構造の変化や高齢化に伴い、農林業の就業人口及び経営耕地面積[※]は年々減少する傾向にあります。森林面積そのものは過去 10 年ほぼ変化していませんが、林業経営体数や林業経営の行われている面積は農地同様、減少しています。特に中山間地においては離農や従事者の高齢化による耕作放棄地[※]や管理されない山林が増加しており、これらの現状は町の産業活動のみならず、森林や農地の本来有する多面的機能[※]や生物多様性の減少、さらには野生生物による人的・経済的被害の拡大につながる可能性があります。

今後さらなる少子高齢化社会を迎える中において、農林業従事者のみに森林や農地の環境保全を委ねていくことには限界があります。白鷹町の豊かな自然の恵みを受けて暮らしていくためには、グリーンツーリズム[※]や町内外の企業・一般市民による植林・育林活動、農林産物のバイオマスエネルギー利用など、新たな方法を積極的に取り入れていく必要があります。

【施策・取り組みの体系】

恵み豊かな森林や農地を今後も維持していくための施策を大きく 3 つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより成立した森林。

※経営耕作面積

農家が経営する耕地の面積。

※耕作放棄地

農林水産省の実施する農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている。過去 20 年間全国で増加しており、特に耕作の維持が困難な中山間地域での増加が問題となっている。

※森林・農地の多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村や林地で生産活動が行われる事により生ずる食料や林材その他の農林産物供給以外の多面にわたる機能のこと。

※グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型のレクリエーション活動のこと。

3-①：森林の保全と有効活用

白鷹町では森林面積の半分以上が人工林であり、全体の約 64%が私有林となっています。人の手のはいらない奥地の原生林*とは異なり、これらの森林が環境保全機能を発揮するためには、適切な維持管理が欠かせません。本町ではこれまでも町民による植林などの保全活動が行われていますが、これらの活動をさらに発展させていくと同時に、企業の環境保全に関する活動や CO2 吸収源活動の支援を受ける森林経営、建築材・エネルギー資源としての林産物の使用を積極的に行い、林業活動の活発化を目指します。

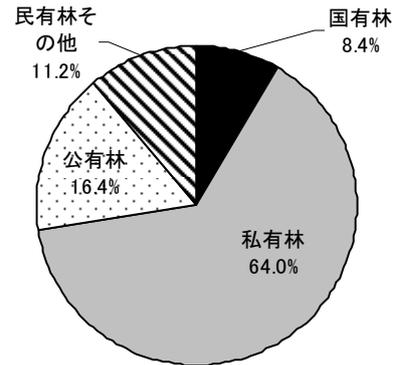


図 4.5 白鷹町森林面積の内訳

3-②：持続可能な農地の保全

平成 20 年度には一旦改善した農地荒廃率が再び増加に転じるなど、農業を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっていますが、地元農業者による農業法人の設立などがあり、直売所などの利用者数（グリーンツーリズム交流人口）が増加するなど、様々な取り組みが展開されています。消費者からの「安全・安心」な食材への要望は年々大きくなる中で、環境への負荷を低減し、持続可能な農地を維持していくために循環型農業*を目指します。

3-③：生物の生息環境の維持

<重要な生物生息環境の保全>

本町で確認されている希少な野生生物は、水田や里山、河川を主要な生息地とする昆虫類や植物がその多くを占めています。現存するこれらの生き物の生息地の保全活動を継続することが大切です。

<野生生物との共生>

野生生物による食害やツキノワグマによる人的被害などが近年発生しています。

被害防止対策や適正な保護管理を行ったうえで、自然と人の共存を図っていくことが必要です。

表 4.2 白鷹町で確認された希少生物

	粥餅田湿原	最上川河川敷
昆虫類	マダラナニフトンボ	ヒメシロチョウ
	オゼイトトンボ	ウスバカマキリ
	ハッチョウトンボ	
	ヒメアカネ	
	オオルリボシヤンマ	
	ゲンゴロウ	
両生類	モリアオガエル(卵塊確認)	
鳥類		オオヨシキリ
植物	ミズトンボ	オキナグサ
	カキラン	
	フイリシハイスミレ	
	イヌタヌキモ	
	ヒメタヌキモ	
	ヒメジャガ	
	カキツバタ	
	アギナシ	
	ヒメミクリ	
	ムラサキミカキグサ	
オオニガナ		

出典：平成 19 年度山形県自然生態系保全モニタリング結果

※原生林

生態学的には、台風など自然の要因により森林でなくなった段階から人手を加えることなく発達する（遷移する）全ての段階の森林を天然林と言い、このうち自然性の高いものを自然林、人為の痕跡が認められないものを原生林という。

※循環型農業

地域の農畜産業で発生する廃棄物や生ごみを堆肥として活用し、生産した農産物を地域で流通させる、または畜産飼料として活用するといった形で地域資源を循環させ、環境への負荷を小さくした農業のこと。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

町 民

3-①：森林の保全と有効活用

- 町民参加の植林・育林活動へ積極的に参加します。
- 地域産材や林産物の積極的な購入に努めます。
- 森林の有する水源涵養機能*や吸収源機能などの重要性を理解します。

3-②：持続可能な農地の保全

- 地産地消に努めます。
- 農業体験などに積極的に参加し、農地の持つ多面的機能に対する理解を深めます。

3-③：生物の生息環境の維持

- 野生動植物の生息・生育環境についての理解を深めます。
- 希少な野生生物の生息地の保全活動へ積極的に参加します。

事業者

3-①：森林の保全と有効活用

- 地域産材や林産物を使用した製品の製造・販売やPRを積極的に行います。
- 森林の有する多面的機能を維持するため、持続的かつ適正な森林管理・経営に努めます。

3-②：持続可能な農地の保全

- 安全・安心など付加価値の高い農畜産物の生産に努めます。
- 農業と畜産業の連携・循環を推進します。

3-③：生物の生息環境の維持

- 開発や工事を行う際には、生物生息環境への十分な配慮を行います。
- 行政と連携し、野生鳥獣による食害被害の調査と防止に努めます。

3：①、②、③共通

- 自然や農地を活用したグリーンツーリズムの展開、PRを積極的に行います。

※水源涵養機能

森林土壌が降水を吸収・貯留し、地下水として徐々に放出する機能。河川の流量を一定に保つことで、周辺地域の洪水や渇水を防ぐ。

3-①：森林の保全と有効活用

- 適正な間伐の実施など、町内における林業活動を支援します。
- 地域産材や林産物の積極的な利用に努めます。
- 町民や諸団体による植林・育林活動を支援します。
- 「やまがた絆の森[※]」など県の各種制度を活用し、町内外の企業と連携した森づくりを支援します。
- ナラ枯れ・マツ枯れなど森林病害虫に関する情報を収集し、県及び所有者、事業者と連携した蔓延防止に努めます。

3-②：持続可能な農地の保全

- 環境に配慮した農道、水路、圃場整備等の基盤整備事業を実施します。
- 耕作放棄地の利用方策を検討します。
- 認定農業者制度[※]やエコファーマー制度[※]の周知を進め、環境保全型農業の実施を支援します。
- 白鷹町食育推進計画[※]に基づき、公共施設や福祉施設での地元産食材の使用を推進します。

3-③：生物の生息環境の維持

- 生物の生息環境に配慮した計画的な土地利用を推進します。
- 町民や諸団体の協力を得て、希少な野生生物の生息地の調査・保全活動を行います。
- 外来種の移入・拡大を防ぐため、町民や事業者への情報提供を必要に応じて行います。
- 県や国と連携して、野生生物による食害や人的被害の状況を把握し、町内での被害拡大防止に努めます。

3：①、②、③共通

- 自然や農地を活用したグリーンツーリズム活動の支援、基盤整備を行います。

※やまがた絆の森

健全な森林を保つための整備を行う仕組みとして県が提唱する制度。企業など外部の協力者、森林所有者、県の3者が森林整備や森林の利用（自然観察、きのこ栽培、レクリエーションなど）に関する協定を結び、地域のボランティア団体なども参加して森に関わる活動を実施する。

※認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

※エコファーマー制度

持続可能な農業の実施をめざし、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減による栽培を一体的に行う事を内容とする導入計画を策定した農業者を都道府県で認定する制度のこと。

※白鷹町食育推進計画

食による健康づくり、地産地消、地域の食文化の継承などを目標として、平成22年に策定された町の計画。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
3-①	白鷹町が整備する公共建築物における地域産材 ^{注1} の使用件数	2件	5件
3-①	森づくりボランティア活動団体数 ^{注2}	4団体	10団体
3-②	農地荒廃率 [*]	19.2% 【H23年度】	現状維持
3-②	学校給食食材に占める町内産品率	66.7% 【H23年度】	70%
3共通	グリーンツーリズム等の交流人口	351,700人/年 【H23年度】	400,000人/年

注1：地域産材とは、主に白鷹町内及びその周辺地域の森林から生産された木材のこと。（入手困難な場合は山形県産材とする。）

注2：「やまがた公益の森づくり支援センター」H24年度公募団体数

※農地荒廃率

農地利用の土地面積全体に対する耕作放棄地の割合。（耕作放棄地面積÷耕地面積）

4. 歴史的資源や景観を生かし、美しい風土を守ります

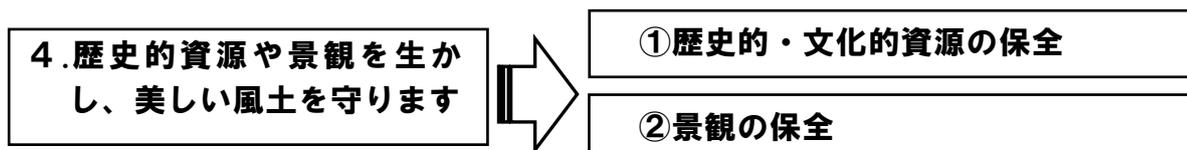
観光キャッチフレーズ「春サクラ。夏はベニバナ、秋はアユ。冬は隠れ蕎麦屋のしらたかへ。」に表現されるように、本町には長い歴史のなかで地域の自然資源を活かして形成してきた文化や、山並みに囲まれた農村風景などの美しい景観が数多く残っています。町では平成13年に「残しておきたい白鷹21景」の選定を行い、町内外へ向けた白鷹の景観のアピールを行ってきました。さらに平成22年にはフラワー長井線・県道長井白鷹線沿線を中心に、深山地区のどか村をモデル地区とした「置賜景観回廊[※]」が県の景観条例に基づいて設定されるなど、外部からの評価も高くなっています。

しかしその一方で、今回実施したアンケート結果では町の現状に対し「白鷹の歴史や伝統が感じられる」とした回答は約42%と、平成20年度実施の前回に比べ低くなっているという結果が得られています。

今後は一部の住民や地区に留まらず、町民すべてが町の自然と文化に支えられた景観を地域の重要な資源と捉え、活用していくことが求められています。

【施策・取り組みの体系】

歴史的資源や景観を活かした風土をつくっていくための施策を大きく2つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※置賜景観回廊

山形県景観条例に基づき指定される地域で、県のアドバイスを受けながら景観に関する各種施策の活用、住民による景観を生かした地域活性化に取り組むとされる。現在、県内では白鷹町を含む置賜地域が景観回廊に指定されるほか、モデル地域として深山地区が指定されている。

4-①：歴史的・文化的資源の保全

<古典サクラの保全>

樹齢 500 年を超えるサクラの古木が町内に多数点在する白鷹町は「古典桜の里[※]」として知られ、町のシンボリック的存在です。しかし、高齢化や周辺環境の変化に伴い、一部のサクラでは根の腐朽等樹勢の衰えが今後課題となってくる可能性があり、今後は観光資源としての活用と並行した維持管理を検討・推進していく必要があります。

<自然資源を活かした伝統文化>

伝統文化である白鷹紬[※]や深山和紙[※]などは、その原材料や製造方法において、里山の自然や生物多様性、豊かな水環境、それらの形成する美しい景観と密接に結びついています。町内で行われている伝統文化の継承を今後も積極的に推進し、町全体の取り組みとして進めていきます。

4-②：景観の保全

<河川、農村風景を軸とする景観の保全>

「置賜景観回廊」「最上川フォーラム[※]」「最上川フットパス[※]」など、広域と連携した景観保全活動に町全体として積極的に関わり、景観保全・形成に努めます。町民・事業者による地域の河川を対象とした「山形県ふるさとの川アダプト事業[※]」など、町民それぞれが居住地区に愛着を持って景観の維持に関われる環境を整備します。

<空き家・遊休地対策>

人口減少に伴い、空き家や遊休地[※]の件数が増加する傾向にあります。管理が放棄された空き家等は老朽化による安全上の懸念のほか、景観にも影響を及ぼします。関係区や所有者、地域住民との協議により解決方法を検討していきます。

※古典桜の里

白鷹町には桜の古木が多いことから、樹齢 500 歳以上と推定される桜を「古典桜」として定義し、観光資源としての活用や地区での保存・増殖活動に取り組んでいる。

※白鷹紬

長井紬とその発祥を同じくし、米沢藩が領内を青苧(あおそ)や紅花といった材料の生産地から、自給自足の絹織物産地に変えたことが始まり。明治中期からは長井と同様、白鷹でも「米琉緋(よねりゅうかすり)」が織られていたが、明治後半に栃木県足利の技術者から学んだ「板締(いたじめ)」を導入し、緻密な緋(かすり)文様を実現。白鷹紬ならではの染織の世界を創った。

※深山和紙

楮(こうぞ)を原料とする手漉き和紙で、400 年以上の歴史をもち、上杉藩の御用紙として用いられていた。強靱さを誇り、風雨にさらせばさらすほど白く美しさを増してくる。

※最上川フォーラム

山形県を代表する河川である最上川の環境保全、文化伝承、地域経済の活性化などを主な目的として活動する行政や住民組織などが連携・協力していくための母体として平成 13 年に設立された組織。

※最上川フットパス

フットパスとは「歩くことを楽しむ小道」の意味。最上川の自然や川沿いの観光スポットをつなぐ道として、現在 10 のルートが指定されている。

※山形県ふるさとの川アダプト事業

地域住民・企業と行政がパートナーシップを組み、河川・海岸管理を行う新たな仕組みとして、山形県が平成 17 年度から導入している事業。アダプトとは「養子縁組」の意味で、ボランティアの住民や企業を里親、河川や海岸などの活動地域を養子とみなして活動を定期的実施している。

※遊休地

住宅や農地や駐車場など、どのような用途でも使われておらず有効活用されていないような土地のこと。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

町 民

4-①：歴史的・文化的資源の保全

- 町に残された歴史的・文化的資源を大切にし、その保全に協力します。
- 古典桜について理解を深め、保護活動などに積極的に参加します。
- 郷土料理や伝統工芸、地域の祭礼など身近にある郷土文化への理解を深めます。

4-②：景観の保全

- 地域の公園や街路樹などの運営・維持管理に協力します。
- 河川や道路、地域の清掃・植栽活動に積極的に参加します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄など、景観を害する行為はしません。

事業者

4-①：歴史的・文化的資源の保全

- 町に残された歴史的・文化的資源を大切にし、その保全に協力します。
- 地域の歴史・伝統文化資源を活かしたまちづくりに積極的に参加します。

4-②：景観の保全

- 施設や家屋などを建設する際には、周囲の景観との調和に配慮します。
- 看板など屋外広告物のデザインは周囲との調和に配慮します。
- 地域に対する環境保全活動の一環として、清掃・美化・植栽活動などに積極的に参加します。

4-①：歴史的・文化的資源の保全

- 古典桜の保護・維持管理を推進します。
- 木炭作りや郷土料理など、地域文化の伝承に努めます。
- 小中学校で郷土の歴史・文化に触れる体験教育活動を実施します。

4-②：景観の保全

- 関係区や地域住民の協力のもと、都市公園、ポケットパークなどの適切な運営・維持管理を推進します。
- 周辺住民との協力による道路沿線緑化や街路樹の維持管理を行います。
- 深山地区での置賜景観回廊モデル事業の推進を支援します。
- 「ふるさとの川アダプト事業」など河川を中心とした美化・啓発活動を積極的に支援します。
- 「最上川フットパス」を中心としたリバーツーリズム※のPRを行います。
- 空き家の増加による安全上の不安、景観への影響について、関係区や所有者、地域住民との協議により解決方法を検討していきます。

※リバーツーリズム

「川遊び」の体験や清流景観の鑑賞など、川の恵みとのふれあいにより、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型のレクリエーション活動のこと。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
4-①、②	しらたか古典桜の里推進協議会※ 会員団体数	13 団体	現状維持
4-①	白鷹の歴史や伝統が感じられると回答した人の割合	42.4%	60%以上
4-①、②	山形県ふるさとの川アダプト事業参加団体・企業数	17 団体 3 企業 【H23 年度】	25 団体 5 企業

※しらたか古典桜の里推進協議会

古典桜の保護を目的として活動する団体が、古木の保存の方法や活動について連携を行い、白鷹町の桜の魅力为全国に発信することを目的として平成 21 年に発足した協議会。各桜の保存会、町の観光協会、町、町教育委員会などから構成される。保存会の組織育成や保存技術の研修、観光事業の情報交換などを行っている。

5. ごみを減らし、限りある資源を大切に使います

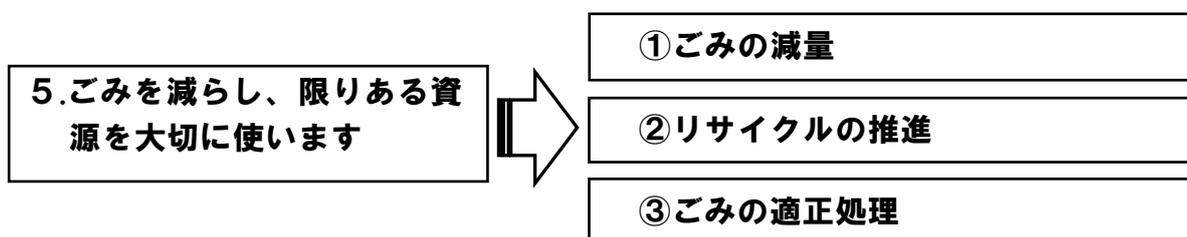
ごみの処理については、中間処理[※]及び最終処分[※]を置賜3市5町で構成する置賜広域行政事務組合による広域処理を行っています。人口減少に伴い、町全体での一般廃棄物排出量は減少する傾向にあり、平成23年度の町民一人1日あたりのごみ排出量は399gとなっています。

近年、大きな不法投棄は発生していないものの、家電リサイクル法[※]の施行に伴う廃家電等の不法投棄や幹線道路でのポイ捨てなどが見受けられ、依然として監視・啓発などの対策が必要な状況です。

町民によるごみの分別、資源回収、生ごみの堆肥化、マイバック運動などの活動は順調に普及しており、今後さらに推進していきます。

【施策・取り組みの体系】

ごみを減量し、限りある資源を有効に使う循環型社会を形成していくための施策を大きく3つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※中間処理、最終処分

中間処理とは、最終処分（埋立ておよび海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

※家電リサイクル法

廃棄物の減量と資源の有効利用のため2001年より施行された法律。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機などについて小売業者、製造業者にそれぞれ消費者からの引取りと再商品化（リサイクル）を推進することを義務付けている。

5-①：ごみの減量

ごみ減量の主な取り組みとしては、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）が主にあげられます。買い物の際の包装を簡略化するためのマイバッグやエコバックは普及が進み、各店舗でも袋の有料化を導入するなど、生産・販売側と消費者側双方で発生抑制の取り組みが行われています。アンケートでは、家庭で生ごみの堆肥化を行っているという回答が50%を超えており、今後も推進していきます。

5-②：リサイクルの推進

<グリーン購入*>

再生素材を使用した製品の利用や、使用後のリサイクルが容易な商品を選んで購入することは、社会全体でのリサイクル推進に直接つながる重要な行動です。行政はもとより事業者、家庭でも気軽にはじめられる取り組みとしてグリーン購入を推進していきます。

<資源回収の推進>

町の高紙や空き缶などの資源回収や子ども会での集団回収は、回収量は減少・横ばい傾向にあります。現在、資源回収に協力しているとアンケートで回答した住民は約9割となっているものの、今後も分別の徹底や集団回収をさらに推進していく必要があります。

5-③：ごみの適正処理

不法投棄は生活環境や景観にも影響を及ぼします。町民と行政が一体となった啓発活動や不法投棄の防止に向けた監視活動を今後も継続していく必要があります。

※グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、原材料や使用するエネルギー等環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入すること。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

町 民

5-①：ごみの減量

- 簡易包装の普及・促進に努めます。
- 使い捨て製品の使用を極力控え、マイバッグ・マイボトル等の普及に努めます。
- 買いすぎやつくり過ぎなどによるごみの増加を防ぎます。
- コンポスターなどを利用した生ごみの堆肥化に努めます。

5-②：リサイクルの推進

- 日用品のグリーン購入に努めます。
- 缶やビン、ペットボトル、牛乳パック、食品トレイ、古紙などの資源回収に協力します。
- 地域における集団回収や、フリーマーケットなど、リサイクル活動への参加・協力を積極的に行います。

5-③：ごみの適正処理

- ごみの分別を徹底します。
- 不要になった家電等は、家電リサイクル法に基づく適正な処理を行います。

事業者

5-①：ごみの減量

- 簡易包装の普及・促進に努めます。
- 生産・流通・販売過程での廃棄物の抑制に努めます。

5-②：リサイクルの推進

- グリーン購入に努めます。
- リサイクル活動に積極的に参加・協力します。

5-③：ごみの適正処理

- 産業廃棄物の発生抑制と適正処理を行います。

行政

5-①：ごみの減量

- ポイ捨て防止、ごみの持ち帰り等に対する啓発活動を行います。
- フリーマーケットなどの情報提供を行います。
- 堆肥化による生ごみの減量を促進します。
- 簡易包装の普及促進を行います。

5-②：リサイクルの推進

- グリーン購入を推進します。
- 公共工事におけるグリーン調達を推進します。
- 資源回収及び集団回収を促進します。

5-③：ごみの適正処理

- ごみ分別の徹底を図ります。
- ごみのポイ捨て防止など、不法投棄防止対策を推進します。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
5-①	町民一人一日あたりごみ排出量	399g 【23年度】	350g
5-②	資源回収 [※] 量・集団回収 [※] 量	645t 【23年度】	現状維持
5-①	「買い物時のごみの減量に努めている」と回答した人の割合	83.8%	90%
5-①	「生ごみは堆肥化している」と回答した人の割合	52.9%	70%
5-②	「資源回収に協力している」と回答した人の割合	90.6%	95%

※資源回収

古紙や古布類、空き瓶、空き缶などの業者による回収や、プラスチック製容器包装とペットボトルのリサイクルプラザでの回収のこと。資源のリサイクルを目的として行われる。

※集団回収

実施団体（各種団体、地区、子ども会など）が中心となって収集した資源物（古紙類、布類、金属類、びん類）を、回収業者に引き取ってもらうこと。

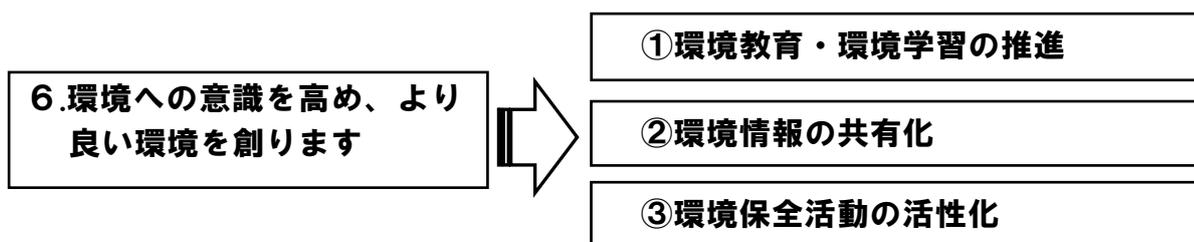
6. 環境への意識を高め、より良い環境を創ります

白鷹町では「美しい郷づくり推進会議」を中心に、環境出前講座やシンポジウムの開催、町民向けの環境情報広報紙の発行などが継続的に行われています。小中学校でも各校独自の取り組みとして農業体験や環境学習が実施されており、特に環境教育の充実に対する関心はアンケート結果でも高くなっています。河川の清掃活動や環境教育、ホタルや天蚕[※]等の町の生き物の保全活動など、様々な活動が行われていますが、一方でそれらひとつひとつの活動の町全体での知名度は低く、一部での活動に留まりやすい状況にあるといえます。

環境問題の解決や持続可能な社会の構築のためには、町民や事業者一人ひとりが地域の環境から地球規模の問題まで関心を持ち、自分の生活や仕事との関係に対して理解を深め、行動を起こしていくことが何より重要です。既に行われている様々な活動の輪を広げ、情報を発信し、より多くの町民が参加できる活動を増やしていく方法が求められています。

【施策・取り組みの体系】

町全体での環境活動をより活発に推進していくための施策を大きく3つに分類し、町民・事業者・行政それぞれの主体の行うべき取り組みを示します。



※天蚕

天蚕（てんさん）：別名ヤマユガは、わが国在来の代表的な野蚕で、クヌギ、コナラ、カシワ、シラカシなどの葉を食物として全国の山野に生息している。

6-①：環境教育・環境学習の推進

環境教育に対する町民の関心は高く、町の総合計画でも将来に向けた重要事項として挙げられています。引き続き小中学校など教育の現場での環境教育、体験学習を推進していくと同時に、出前講座やシンポジウム等を通じてより幅広い年齢層へ向けた環境学習の機会を提供していきます。

6-②：環境情報の共有化

植林活動、地域での美化活動、河川の清掃活動、環境教育活動など、環境保全に関する活動は多岐に渡っており、情報の発信方法や活動内容も様々です。町ではそれらの情報を集約し、それぞれの団体や町民が情報を交換しあうことのできる「白鷹町環境情報プラットフォーム」(仮)の整備を進めていきます。

6-③：環境保全活動の活性化

アンケートでの「環境を守るための行動に参加したいと思いますか」という質問に対し、「参加したい」とした回答割合は約50%と前回より減少していました。様々な団体が実施している環境に係る活動や各種保全活動に対し、新たな町民の参加を呼び込んでいく必要があります。

【各主体による取り組み・施策の具体的内容】

町 民

6-①：環境教育・環境学習の推進

- 環境に関するシンポジウムやイベント、出前講座、観察会などへ積極的に参加・協力します。
- 自然環境や歴史・文化について理解を深めます。

6-②：環境情報の共有化

- 環境保全に関する諸活動の情報を情報プラットフォーム（仮）に積極的に提供します。

6-③：環境保全活動の活性化

- 環境保全活動、ごみ拾いなどのボランティア活動に積極的に参加します。

事業者

6-①：環境教育・環境学習の推進

- 環境保全意識の啓発・向上に努めます。
- 事業活動と環境の関わりについて知識を深め、環境負荷の少ない事業活動に努めます。

6-②：環境情報の共有化

- 緑化活動や環境活動の情報を積極的に公開します。

6-③：環境保全活動の活性化

- 環境保全活動への参加、支援を積極的に行います。

行 政

6-①：環境教育・環境学習の推進

- 環境シンポジウムの開催を継続していきます。
- 小中学校や幼児教育での体験学習、地域の自然・歴史・文化に関する学習の充実を図ります。
- 公民館等における環境に関する出前講座の充実を図ります。
- 職員研修において職員に対する環境学習を実施します。

6-②：環境情報の共有化

- 町内で活動する環境保全団体に関する情報プラットフォーム（仮）の整備を行います。
- 環境に関する調査結果、各種情報を分かりやすい形で町民へ広報していきます。

6-③：環境保全活動の活性化

- ボランティア活動の支援に取り組みます。

【環境指標】

対応する 施策	環境指標	現状値 (H24)	目標値
6-②、③	白鷹町環境活動団体情報プラットフォーム（仮）への登録団体数	-	町内で活動する全団体
6-③	「環境保全活動やボランティア活動に参加している」と回答した割合 ^{注1}	21.4%	50%
6-①、③	花いっぱい運動実施花壇数（学校除く）	36箇所	現状維持
6-①、③	ごみ拾いボランティア実施団体数	14団体 (町受付分)	30団体 (町受付分)

注1：アンケートによる「よくする」「時々する」の回答合計

第5章 重点推進プロジェクト

町の目指すべき環境像「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」の実現のためには、町民・事業者・行政それぞれの役割に応じた協力のもと、本計画を着実に実行していく必要があります。

ここでは、今後10年間の町の環境保全のシンボルとなり、第4章で示した各種環境施策の取り組みを先導していくことが期待される事項について、重点推進プロジェクトとして位置づけます。

重点推進プロジェクト

1

持続可能な美しいまちづくりに向けた
行動推進プロジェクト

2

豊かな水と森を育む白鷹町流域プロジェクト

3

きれいな空気と景観を守る環境保全プロジェクト

4

地域からはじまる地球温暖化対策プロジェクト

重点推進プロジェクト1

持続可能な美しいまちづくりに向けた行動推進プロジェクト

公害の防止や水質の改善、廃棄物、自然環境の保全、地球温暖化に至るまで、あらゆる環境保全活動には町民一人ひとりの努力と行動が欠かせず、環境に対する意識を深めていくことがその基盤となります。

今後、社会全体の少子高齢化が進んでいく中で、環境保全に関わる様々な活動を縮小させることなく持続可能で美しいまちづくりを進めていくために、本プロジェクトでは町民や事業者、各種環境保全活動団体の活動を推進していきます。

環境保全活動の基盤整備と推進（関連施策：6-②）

町全体での環境保全活動を牽引し、率先した取り組みを行っていく中心的な母体として「白鷹町美しい郷づくり推進会議」の活動を推進します。また、第5次白鷹町総合計画に掲げられた「地域情報化の推進」を環境面で実行する施策として、町内で活動している環境保全、環境美化、景観保全、環境教育活動などに携わる団体や事業者の情報を町全体で共有し、町民や行政と各種団体が相互に情報交換を行い、活動の輪を広げていくための「白鷹町環境情報プラットフォーム」（仮）の整備を推進します。

環境教育の推進（関連施策：6-①）

児童生徒への環境教育及び幅広い世代への環境学習機会の充実を図ります。
町民の多様なニーズに対応した出前講座、体験活動などを推進していきます。

白鷹町エネルギー計画の推進（関連施策：2-②、2-③）

白鷹町エネルギー計画で定める太陽光発電推進プロジェクト・バイオマス利用推進プロジェクト・小水力発電推進プロジェクト・普及啓発プロジェクトを中心に、再生可能エネルギーの推進と省エネルギーの推進に取り組みます。

ごみ減量・リサイクルの推進（関連施策：5-①、5-②）

ごみの分別、コンポストによる生ごみ堆肥化、資源回収など、現在町内で活発に行われているごみ減量活動の維持・拡大を目指します。

「ものを大切に使う」意識の啓発に努め、マイバッグ・マイ食器の推進など、町民のリサイクル活動を推進します。

重点推進プロジェクト2

豊かな水と森を育む白鷹町流域プロジェクト

本町は、最上川をはじめ、水道水源である実渕川、各地区を流れる河川や用水路などの豊かな水と、それらを涵養する森林に支えられています。

農産物をはじめとする多くの恵みをもたらす水と森は、町民の生活に欠かせないものです。本プロジェクトではこれらの環境をひとつの「流域」と捉え、上流から下流までそれぞれの課題に応じた環境保全事業を推進していきます。

河川水質モニタリング調査の実施（関連施策：1-②）

町内河川における定期的な水質検査を継続し、水道水や公共用水域の水質を監視していきます。水質汚濁のある河川については、原因を究明し、必要な対策を講じます。

地域住民による水質調査活動、水質保全活動などの情報を積極的に公開し、取り組みの支援を行います。

森林保全活動の推進（関連施策：1-②、3-①）

水源維持、災害防止、生物多様性の保全など多様な機能を持つ森林の保全と活用を図るため、町民によるボランティア活動をはじめ、県のやまがた緑環境税[※]や企業の環境活動など、多様な手段を活用した森林保全活動を推進します。

また、木質バイオマスの有効利用も推進します。

※やまがた緑環境税

森林を県民共有のかけがえのない財産として未来へ引き継ぐため、県民みんなで支える新たな森づくりに取り組むために平成19年4月に導入した税。税率は、個人は年額1,000円、法人は法人県民税均等割の10%相当額。

重点推進プロジェクト3

きれいな空気と景観を守る環境保全プロジェクト

本町は、西に朝日連峰、東に白鷹丘陵、中央には最上川と、四季の変化に富んだ自然に囲まれ、遠い山並みを背景としたすばらしい農村風景が育まれてきました。その中で、県内有数規模の畜産経営と多様な農業生産活動が行われ、それぞれの地区で特色ある田園景観が形成されています。近年では最上川を軸としたリバーツーリズムや、のどか村をはじめとする地域資源を積極的に活用したグリーンツーリズムも盛んに行われており、今後もこのような活動を推進しながら、すばらしい景観を残していくことが大切です。

一方で、畜産に伴う悪臭が依然として町の課題となっており、景観と調和したきれいな空気を守るためにも、悪臭対策などについて継続して取り組んでいきます。

畜産廃棄物適正処理の推進（関連施策：1-①）

畜産に伴う悪臭などに対し、事業者と行政の協力のもと、適正な環境保全対策を実施していきます。さらに、畜産廃棄物の適切な処理により、堆肥などの循環利用を推進します。

状況に応じて、臭気測定を実施し、結果を公表していきます。

景観まちづくり・美化活動の推進（関連施策：4-②、5-③）

「最上川フットパス」の整備など、本町及び周辺自治体では河川や農村の景観を重要な地域資源と捉えた取り組みが進められています。河川や幹線道路沿いを中心とした美化活動や、地域や各団体、企業で実施されているごみ拾いなどの活動についてさらに推進・拡大し、町全体の取り組みとすることを目指していきます。また、「置賜景観回廊」のモデル地区である深山地区を中心に、農村景観の保全と活用をさらに推進していきます。

より広域的な取り組みとして、周辺自治体や美しい山形・最上川フォーラムとの連携を図りながら、最上川上流域の自治体として、海岸漂着ごみにつながるポイ捨て防止対策を行います。

重点推進プロジェクト4

地域からはじまる地球温暖化対策プロジェクト

エネルギーの消費とそれに伴う温室効果ガスの排出は、日々の暮らしと密接に繋がっています。低炭素社会構築に向けては、日常生活の中での環境に配慮した行動が大切です。

地域で自然環境に配慮して適切に生産された農産物や、林産物などを積極的に消費していくことは、それらの輸送に係るエネルギーコストを下げ、二酸化炭素排出量の抑制につながると同時に、自然や生物多様性を保っている農林産業を消費の面から支えていくことに繋がります。

また、自動車使用が生活に欠かせない本地域においては、エコドライブや公共交通の積極的な利用など、環境に配慮した交通手段を意識的に使い分けながら、化石燃料の消費抑制や温室効果ガスの排出削減に努めます。

本プロジェクトでは町の産業や町民の生活と密接に係るこれらの温暖化対策事業を推進していきます。

白鷹町地球温暖化対策実行計画の策定（関連施策：2-①）

「地球温暖化対策実行計画※」を策定し、温室効果ガス削減活動を推進します。

暮らしと食の地産地消の推進（関連施策：2-①、3-①、3-②）

「白鷹町食育推進計画」に基づく町内農産物の積極的利用や、地域産材※の利用を推進します。また、環境保全型農業による生産物や地域産材など環境に配慮した製品の利用の普及・啓発を行います。

エコモビリティ※推進事業（関連施策：1-①、2-①）

エコドライブ講習等を通して、環境に配慮した自動車利用を推進します。

山形鉄道など公共交通機関の利用拡大に取り組みます。

次世代交通手段（低炭素・低公害車、電気自動車など）について、行政分野での率先した導入・町民への情報提供を積極的に行います。

※地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出削減、排出抑制に資する地方公共団体が定める実行計画のこと。地球温暖化対策実行計画には、事務事業編（地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画）と区域施策編（区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画）がある。

※エコモビリティ

自家用車利用時にエコドライブを実施する、公共交通機関を積極的に利用する、可能ならば徒歩・自転車で移動する…など、環境に配慮した多様な交通手段の利用のこと。

第6章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとしていくためには「共創のまちづくり」の理念のもと、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から意見を出し合い、連携・協働して計画の推進に取り組んでいく必要があります。町内では既に環境に関する様々な活動が行われており、今後はそれらの活動が町全体に浸透し、町民がより積極的に活動に関わり、新たな活動を始めたり参加できる土壌を作っていくことを目指します。

以下の図 6.1 に示した基本的な枠組みを推進体制とします。

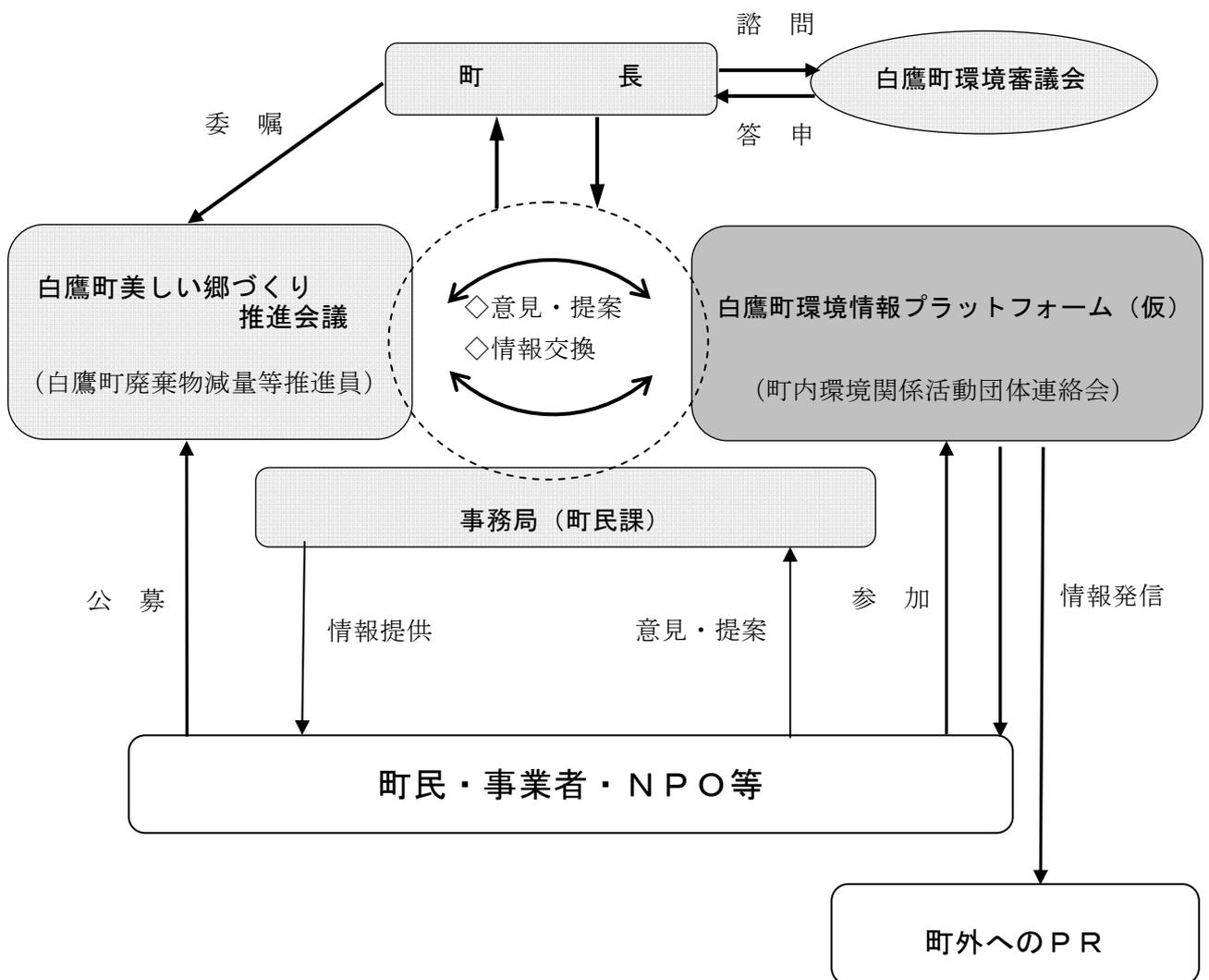


図 6.1 環境基本計画の推進体制

(1) 白鷹町美しい郷づくり推進会議

環境基本計画に基づく各種取り組みを、町民や事業者が連携・協働して積極的に実践していくための推進母体として位置づけます。

公募による町民や事業者などで構成される町民主体の組織で、環境に関する様々な意見交換や情報提供、新たな取り組みなどの提案、町民の自主的な取り組みの支援、環境保全団体の支援、環境 NPO の育成、現場におけるボランティア活動の展開、実動部隊の育成・支援の促進、本計画の進行管理などを行っていきます。

(2) 白鷹町環境情報プラットフォーム（仮）

町内で活動している環境保全、環境美化、景観保全、環境教育活動などに携わる団体が相互に情報を町全体で共有し、町民や企業、各種団体と行政が情報交換を行い、町のホームページなどを活用しながら、活動の輪を広げていくためのネットワークの要として位置づけます。

各種団体の連絡会としての機能のほか、町内で環境保全活動を行ってみたい町民や観光客等への PR にも活用を検討していきます。

以下に、白鷹町環境情報プラットフォームの主要な機能の構成と、概念図を示します。

① 町内で活動する団体、NPO 等の情報の収集と登録

現在、町内では環境教育、エネルギー、森づくり、河川調査、伝統工芸の体験活動、サクラの古木の保護管理、環境美化など、多種多様な環境活動に取り組む団体が存在します。これらの活動に携わる人の交流や活動の活発化を促すために、活動団体等の情報の収集・登録を行い、白鷹町で活動する全ての団体の情報が集う場＝プラットフォームの構築を目指します。

町はプラットフォームに集まる情報の管理を行うとともに、環境に係るひとつの主体として、国・県を含めた行政からの支援制度や、町の環境基本計画・エネルギー計画の進捗状況などの情報提供を行います。

② 町内で活動する団体、NPO 等の連携・情報交換の場のセッティング

環境は多くの分野にまたがっており、1つの団体の取り組みでは行き届かない部分もあります。プラットフォームは、環境に係る活動の情報の収集を行うと同時に、それぞれの団体がこれまで実施してきたこと、今後問題提起したいことなどの情報を出し合い、連携するための連絡会としても位置づけます。さらに、町の環境シンポジウム等を活用し、参加団体が成果の発表や交流を行う場を定期的に設けることで、新たな活動の発展を目指します。

③ 環境やエネルギーに関連した学習・活動を行ってみたい町民・観光客への情報提供

環境に関する活動に興味のある個人に「環境情報プラットフォーム」で収集した情報を幅広く活用してもらうために、町民・観光客など一般のユーザーに向けた積極的な公開を行います。既存の町ホームページでのプラットフォーム登録団体の紹介やイベント情報、活動記録等の掲載に加え、町報や「美しい郷づくり推進会議」の広報への掲載など、多様な情報提供手段を活用し、個々の町民・観光客と各種環境活動の輪を広げていくことを目指します。

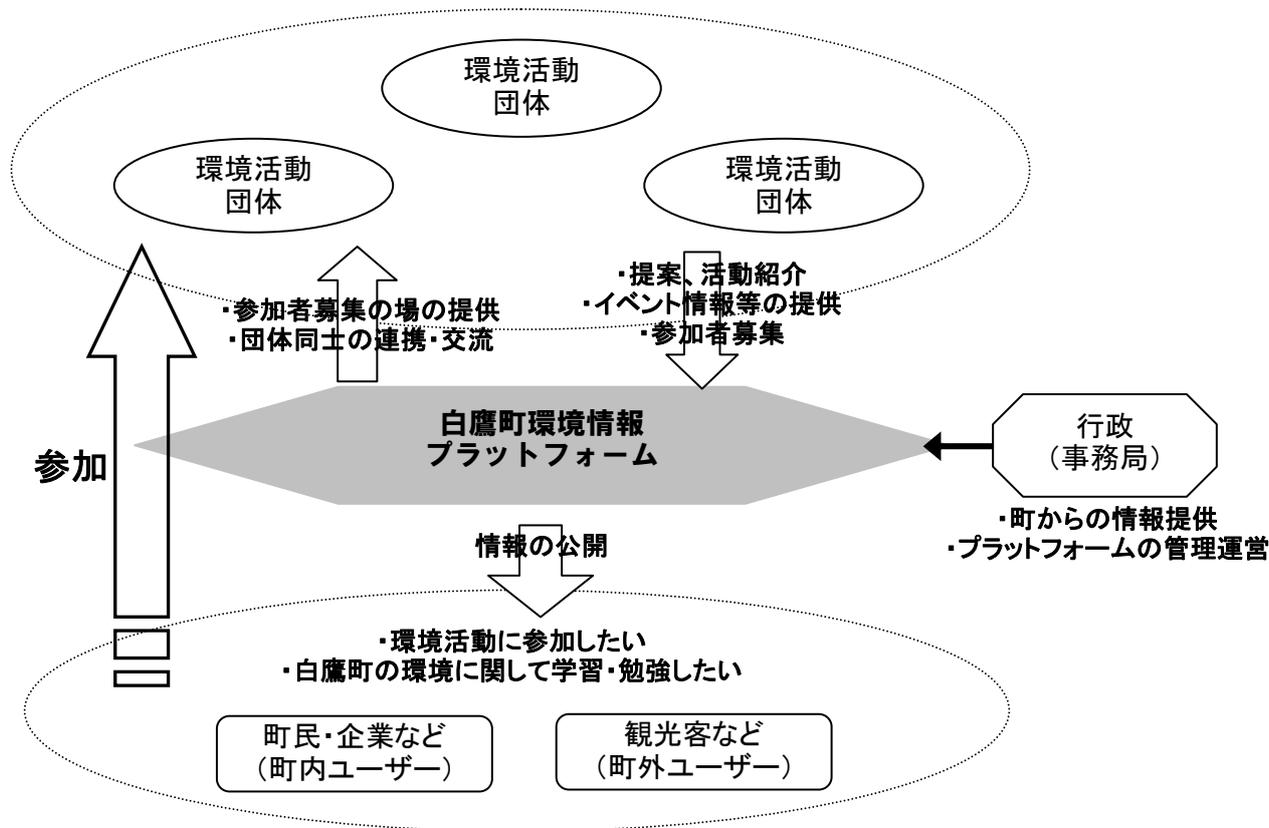


図 6.2 白鷹町環境情報プラットフォーム概念図

(3) 白鷹町環境審議会

計画に基づく各種取り組みの推進状況及びその他環境保全に関する課題等について、より専門的な立場からの審議を行うとともに、町民・事業者・行政に対する提言や助言を行います。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を実効性のあるものとするために、各種取り組みの実施状況について定期的な把握と点検を行う進行管理を行っていきます。進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、Plan（具体的取り組みの策定）、Do（取り組みの実施）、Check（取り組み結果の点検）、Action（取り組みの改善）を繰り返すことによって行っていきます。

このサイクルを基本に、全ての主体がそれぞれの立場で計画し、行動し、確認し、継続的な改善に努めます。

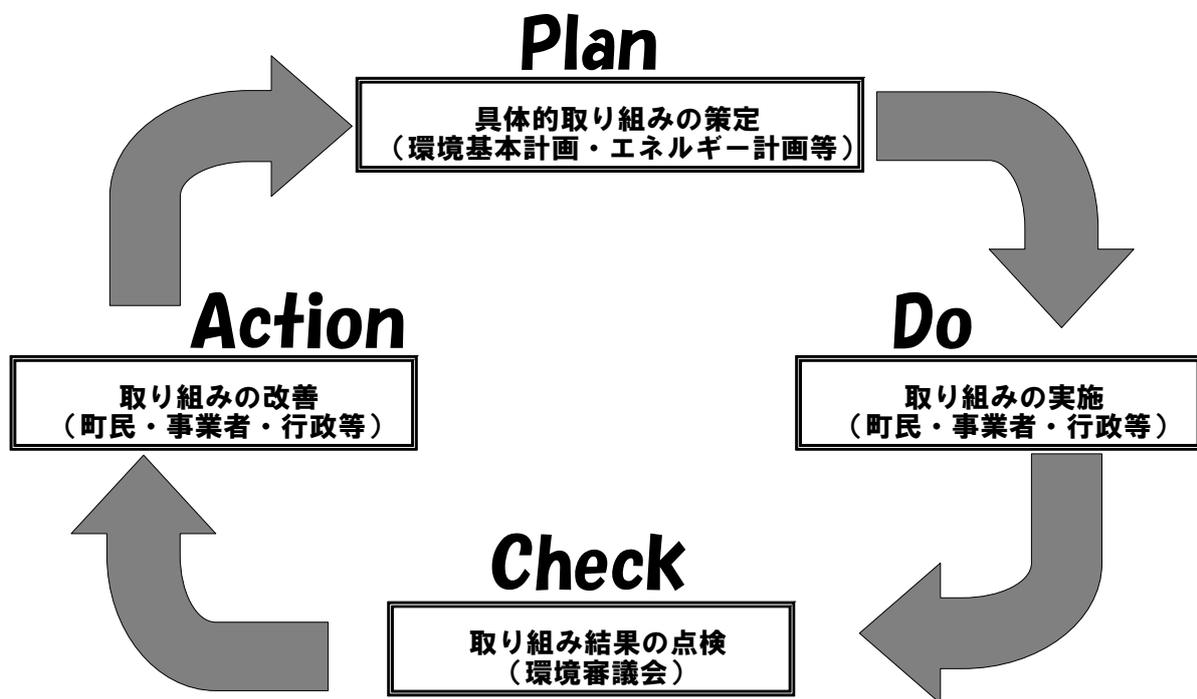


図 6.3 環境基本計画の進行管理

(2) 環境指標

各施策の取り組み状況は、環境指標を用いて数量化することにより管理を行っていきます。

表 6.1 環境指標一覧

基本方針	環境指標	現在の状況	将来目標 (平成 34 年度)
1. おいしい空気、清らかな水、安心して暮らせる住環境を守ります	大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	光化学オキシダントで基準未達成【H22 年度】	全項目について環境基準達成
	水質汚濁に係る環境基準（水素イオン濃度指数（pH）、生物学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数）	大腸菌群数で基準未達成【H22 年度】	全地点・全項目について環境基準達成
	低公害車、低燃費車等の導入台数	13 台 (公用車台数の 40.6%)	28 台 (公用車台数の 90%)
	生活排水処理施設普及率	80.9%	90.0%
	「エコドライブを実施している」と回答した人の割合	64.0%	80.0%
	「家庭からの排水に気をつけている」と回答した人の割合	75.8%	90.0%
	ごみの野焼き苦情件数（町受付）	6 件【H23 年度】	0 件
2. 低炭素社会の構築と、環境にやさしいエネルギー利用を進めます	町民一人あたりの年間二酸化炭素排出量	4,643kg-CO2/年【H22 年度】	4,010kg-CO2/年【約 14%減】
	一人当たり家庭用電力消費量	2,176kWh/年【H22 年度】	1,817kWh/年
	再生可能エネルギー導入目標量	平成 22 年度エネルギー消費量の 3%の再生可能エネルギーを導入→21,000GJ 分の導入 (電源分 10,000GJ、熱源分 11,000GJ)	
	町全体のエネルギー消費量	平成 22 年度エネルギー消費量の 10%の削減→84,000GJ の削減	
3. 恵み豊かな森林や農地を守り育てます	白鷹町が整備する公共建築物における地域産材の使用件数	2 件	5 件
	森づくり活動団体数	4 団体	10 団体
	農地荒廃率	19.2%【H23 年度】	現状維持
	学校給食食材に占める町内産品率	66.7%【H23 年度】	70%
	グリーンツーリズム等の交流人口	351,700 人/年【H23 年度】	400,000 人/年
4. 歴史的資源や景観を生かし、美しい風土を守ります	しらたか古典桜の里推進協議会 会員団体数	13 団体	現状維持
	白鷹の歴史や伝統が感じられると回答した人の割合	42.4%	60%以上
	山形県ふるさとの川アダプト事業参加団体・企業数	17 団体・3 企業【H23 年度】	25 団体・5 企業
5. ごみを減らし、限りある資源を大切に使いまます	町民一人一日あたりごみ排出量	399g【H23 年度】	350g
	資源回収量・集団回収量	645t【H23 年度】	現状維持
	「買い物時のごみの減量に努めている」と回答した人の割合	83.8%	90%
	「生ごみは堆肥化している」と回答した人の割合	52.9%	70%
	「資源回収に協力している」と回答した人の割合	90.6%	95%
6. 環境への意識を高め、より良い環境を創ります	環境活動団体情報プラットフォーム（仮）への登録団体数	-	町内で活動する全団体
	「環境保全活動やボランティア活動に参加している」と回答した割合	21.4%	50%
	花いっぱい運動実施花壇数（学校除く）	36 箇所	現状維持
	ごみ拾いボランティア実施団体数	14 団体（町受付分）	30 団体（町受付分）

3. 計画内容の普及と意識啓発

計画目標の達成のためには、全ての人々の協力が欠かせないことから、計画とその施策内容の普及、環境保全に関する意識啓発を積極的に行っていく必要があります。

その普及と意識啓発にあたっては、次の視点で取り組んでいきます。

(1) 計画の周知と普及

環境基本計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を作成し、町民・事業者・各公共施設に配布し、周知と普及に努めます。

(2) 白鷹町美しい郷づくり推進会議の周知と普及

本計画の主要な推進母体である白鷹町美しい郷づくり推進会議について、より幅広い町民の参加を募るため周知と普及を目指します。

(3) 白鷹町環境情報プラットフォーム（仮）の周知と普及

白鷹町環境情報プラットフォーム（仮）について、その機能を十分に発揮するために町で活動する各種団体の全員参加を目指して呼びかけていくとともに、町の環境活動の窓口として町民への普及を目指します。

(4) 計画進捗状況の公表

広報や町のホームページなどを活用し、それぞれの方針ごとに設定した環境指標の状況や重点推進プロジェクトの実施状況について、随時町民への報告・公表を行います。

資料編 01 第 2 次白鷹町環境基本計画策定経過

1. 白鷹町環境審議会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会 長	竹田 久次		
2	副会長	高橋 弘夫	白鷹町衛生組合連合会	会 長
3		安部 直志		
4		大内 文雄		
5		菊地 幸子		
6		照井 クニ		
7		新野 好男		
8		文屋 正道		
9		松木千鶴子		
10		皆川 清彦		
11		工藤 俊治		
12		梅津 一久	白鷹町廃棄物減量等推進員協議会 (美しい郷づくり推進会議)	会 長

2. 白鷹町環境基本計画策定懇話会名簿

No.	分類	氏名	所属	備考
1	地球温暖化	安孫子秀人	山形県地球温暖化防止活動推進センター	山形県地球温暖化防止活動推進員
2	農業・農地	樋口 一彦	白鷹町酪農組合	組合長
3	林業・山林	長岡 幸夫	畔藤地区緑化整備推進協議会	会長
4	歴史・景観	金子 孝吉	しらたか古典桜の里推進協議会	会長
5	歴史・景観	奥山 一雄	黒滝会	会長
6	ごみ・リサイクル	加藤 仁美	白鷹ごみゼロの日実行委員会	会長
7	新エネ・省エネ	熊坂 勝則	白鷹町美しい郷づくり推進会議	部会長
8	商業	原田 利明	白鷹町商工会 商業・サービス部会	部会長
9	工業	菅間 道雄	白鷹町商工会 工業部会	
10	環境教育	高山 義則	しらたかサイエンスクラブ	団 長
11	環境保全	川井恵美子	家庭にやさしい環境の会	

3. 第2次白鷹町環境基本計画の策定経過

区分 年月日	序 内	白鷹町環境基本計画策定懇話会	環境審議会・議会等
H24.6.1			第1回白鷹町環境審議会
H24.6.11			議会総務厚生常任委員会
H24.9.14	第1回白鷹町環境基本計画策定プロジェクトチーム会議(意見照会)		
H24.9.18	第1回白鷹町環境基本計画策定企画会議		
H24.10.10			第2回白鷹町環境審議会(諮問)
H24.11.13	第2回白鷹町環境基本計画策定プロジェクトチーム会議		第1回白鷹町振興審議会
H24.11.22	第2回白鷹町環境基本計画策定企画会議		
H24.11.28			第3回白鷹町環境審議会
H24.12.10			議会総務厚生常任委員会 (中間報告)
H25.1.22	第3回白鷹町環境基本計画策定プロジェクトチーム会議		
H25.1.25		第1回白鷹町環境基本計画策定懇話会	
H25.1.28	第3回白鷹町環境基本計画策定企画会議		
H25.2.5			パブリックコメント (役場、中央公民館、各地区公民館、町ホームページ掲載)
H25.2.12			パブリックコメント(町報掲載)
H25.2.13	第4回白鷹町環境基本計画策定プロジェクトチーム会議		
H25.2.15	第4回白鷹町環境基本計画策定企画会議		
H25.2.18			第2回白鷹町振興審議会
H25.2.22		第2回白鷹町環境基本計画策定懇話会	
H25.2.26	第5回白鷹町環境基本計画策定企画会議		
H25.2.27			第4回白鷹町環境審議会
H25.3.7			議会総務厚生常任委員会 (中間報告)
H25.3.21			第5回白鷹町環境審議会(答申)

資料編 02 白鷹町二酸化炭素排出量の算定方法

白鷹町のエネルギー由来二酸化炭素排出量は、「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）に掲載された山形県の二酸化炭素排出量に基づき、「白鷹町エネルギー計画」における町のエネルギー消費量算定に用いたのと同じの経済活動量を用いて、按分法による簡易算定で算出した。

なお、電力消費由来の二酸化炭素排出量についてのみ按分法ではなく、東北電力からの実績販売量と、平成22年度の東北電力排出係数（実排出係数）に基づいて算出した。

- ◎白鷹町二酸化炭素排出量（エネルギー由来、部門別）
 ＝都道府県別エネルギー種別消費量に基づく二酸化炭素排出量（山形県）
 ×当該部門の経済活動量（白鷹町）／当該部門の経済活動量（山形県）
- ◎白鷹町二酸化炭素排出量（電力消費由来）
 ＝白鷹町実質販売電力量（東北電力提供）×東北電力排出係数

（平成22年度）

産業部門	経済活動量	出典	白鷹町	山形県	割合
農林業	農林業経営体数	世界農林業センサス2010	784	41,857	1.9%
漁業	(白鷹町での生産量実質ゼロ)	-	-	-	-
建設業・鉱業	当該業種従業者数	事業所・企業統計調査	695	51,002	1.4%
製造業	製造品出荷額等(万円)	工業統計調査	2,105,550	275,590,319	0.8%
民生家庭	世帯数	平成22年度	4,465	388,670	1.1%
民生業務	従業者数	事業所・企業統計調査	3,001	368,188	0.8%
運輸	乗用車保有台数	平成23年度末	5,469	416,909	1.3%

（平成14年度）

産業部門	経済活動量	出典	白鷹町	山形県	割合
農林業	農林業経営体数	農林業センサス2000	2,266	88,686	2.6%
漁業	(白鷹町での生産量実質ゼロ)	-	-	-	-
建設業・鉱業	当該業種従業者数	平成13年度事業所・企業統計調査	976	64,891	1.5%
製造業	製造品出荷額等(万円)	工業統計調査	2,103,549	271,781,818	0.8%
民生家庭	世帯数	平成14年度	4,546	382,202	1.2%
民生業務	従業者数	平成13年度事業所・企業統計調査	2,947	369,872	0.8%
運輸	乗用車保有台数	平成14年度末	5,825	443,842	1.3%

（平成12年度）

産業部門	経済活動量	出典	白鷹町	山形県	割合
農林業	農林業経営体数	農林業センサス2000	2,266	88,686	2.6%
漁業	(白鷹町での生産量実質ゼロ)	-	-	-	-
建設業・鉱業	当該業種従業者数	平成11年度事業所・企業統計調査	1,008	67,836	1.5%
製造業	製造品出荷額等(万円)	工業統計調査	2,704,581	296,489,062	0.9%
民生家庭	世帯数	平成12年度	4,538	377,049	1.2%
民生業務	従業者数	平成11年度事業所・企業統計調査	2,088	298,664	0.7%
運輸	乗用車保有台数	平成12年度末	8,163	595,115	1.4%

注)H12乗用車保有台数は県のデータ、H14以降は東北運輸局の統計データ

（平成2年度）

産業部門	経済活動量	出典	白鷹町	山形県	割合
農林業	農林業経営体数	平成2年山形県統計年鑑	3,225	118,007	2.7%
漁業	(白鷹町での生産量実質ゼロ)	-	-	-	-
建設業・鉱業	当該業種従業者数	-	-	-	H12データ使用
製造業	製造品出荷額等(万円)	平成2年山形県統計年鑑	1,902,741	204,151,351	0.9%
民生家庭	世帯数	平成2年山形県統計年鑑	4,458	340,952	1.3%
民生業務	従業者数	平成2年山形県統計年鑑(S)	832	104,959	0.8%
運輸	乗用車保有台数	-	-	-	H12データ使用

表 電力消費由来の排出係数

平成 22 年度東北電力排出係数 (実排出係数)	0.000429 (t-CO2/kWh)
-----------------------------	-------------------------

■白鷹町電力使用量について

エネルギー消費に由来する二酸化炭素排出量の算定にあたり、電力使用量については、他のエネルギー種別とは別に東北電力から実績販売データの提供を受けた。東北電力との販売電力契約形態のうち、「電灯」相当分を家庭用電力、それ以外を産業・業務用とみなして各種計算を実施した。

なお、契約区分別の販売電力量データの提供は平成 19 年までで、平成 20 年以降の区分別データが今回取得できなかったため、平成 20 年以降の電灯販売量については平成 19 年度の販売電力量をベースに、電気事業連合会が一般電気事業者について毎年度公表している電力需要実績（対前年度伸び率）を用いて算出した。

表 白鷹町家庭用電力使用量推計

	全体販売量 (千 kWh)	電灯販売量 (千 kWh)	電力需要对前年度 伸び率 (東北電力)	電灯使用量推計値 (千 kWh)
H19	83,088	31,771	-	-
H20	80,509	-	△1.6%	31,263
H21	77,940	-	1.4%	31,700
H22	84,724	-	5.1%	33,317

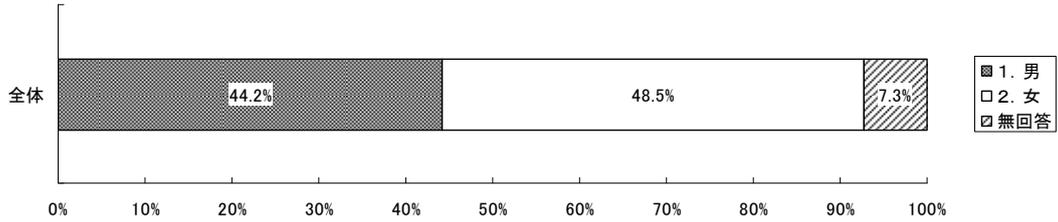
出典：白鷹町管内電力需要実績について（東北電力提供、平成 24 年 9 月）

電力需要実績（電気事業連合会、2006～2010 年度分）

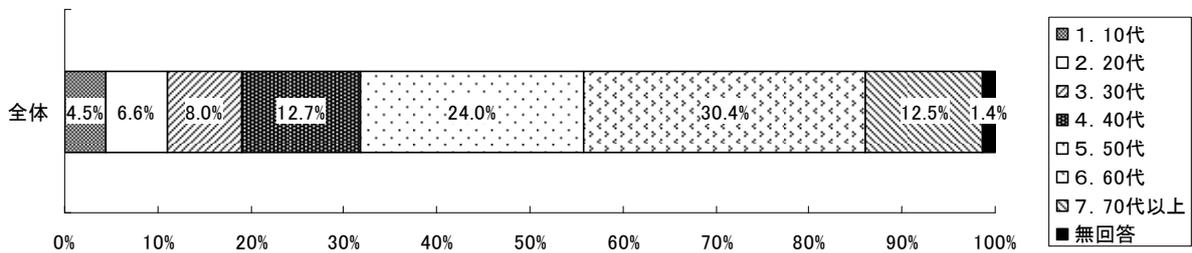
資料編 03：白鷹町環境基本計画町民アンケート結果

■回答者属性

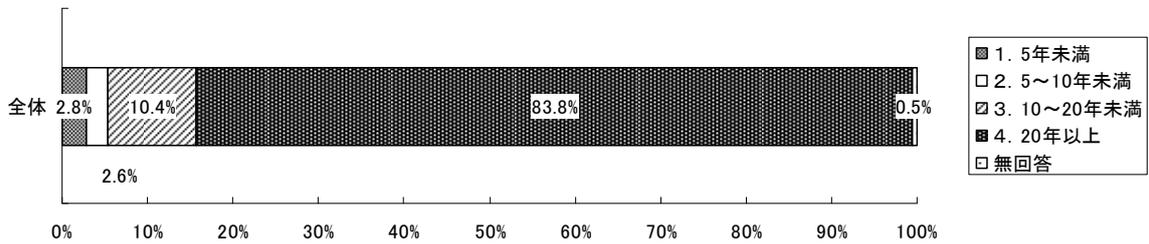
性別



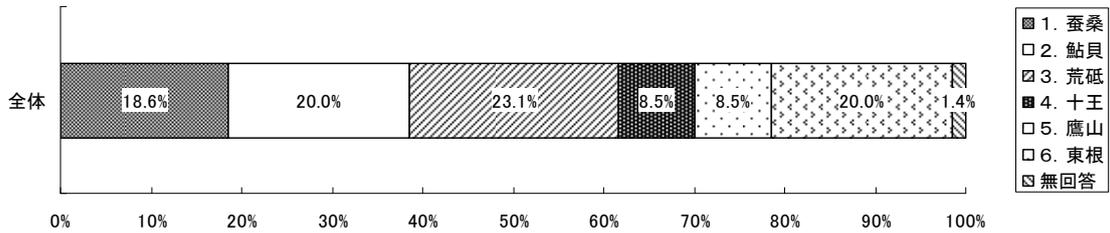
年齢



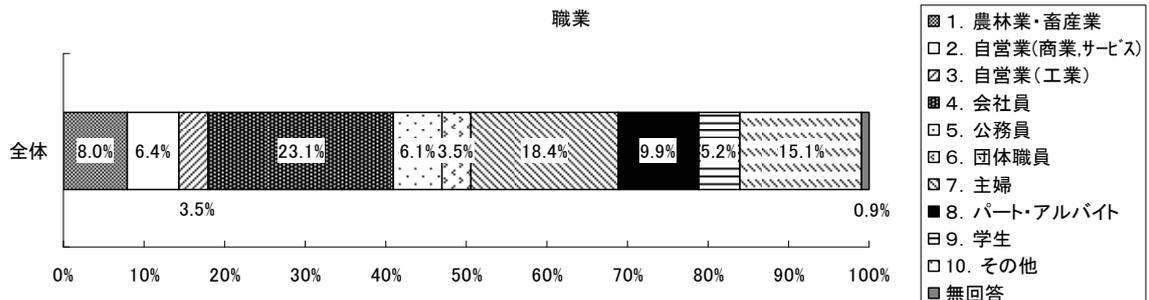
居住年数



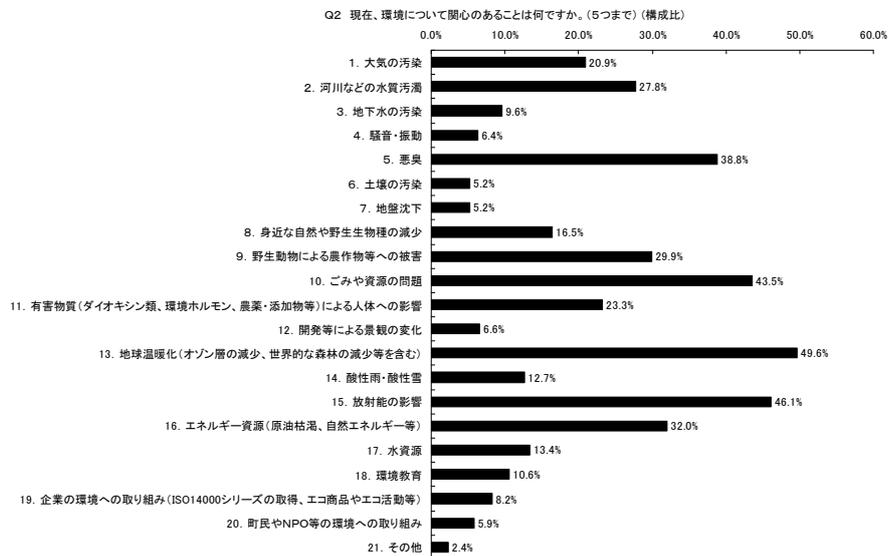
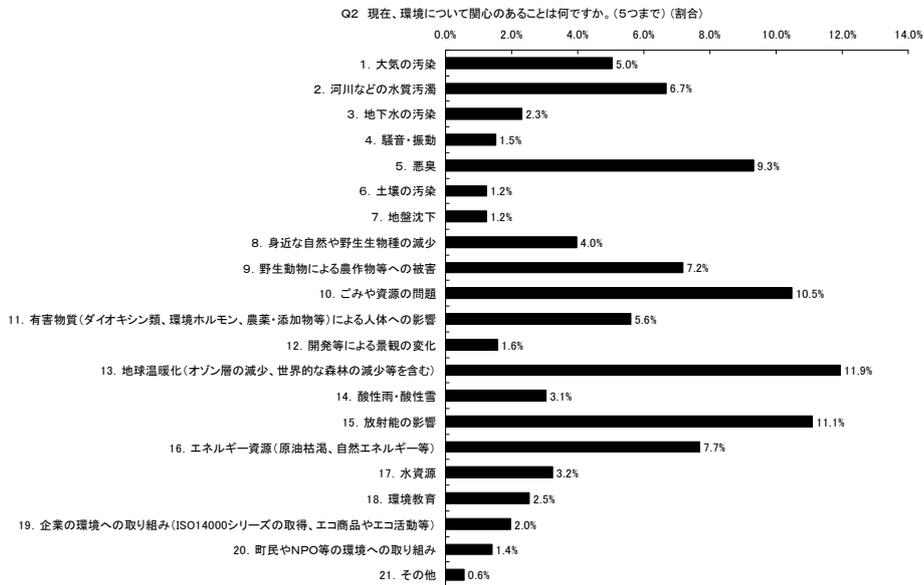
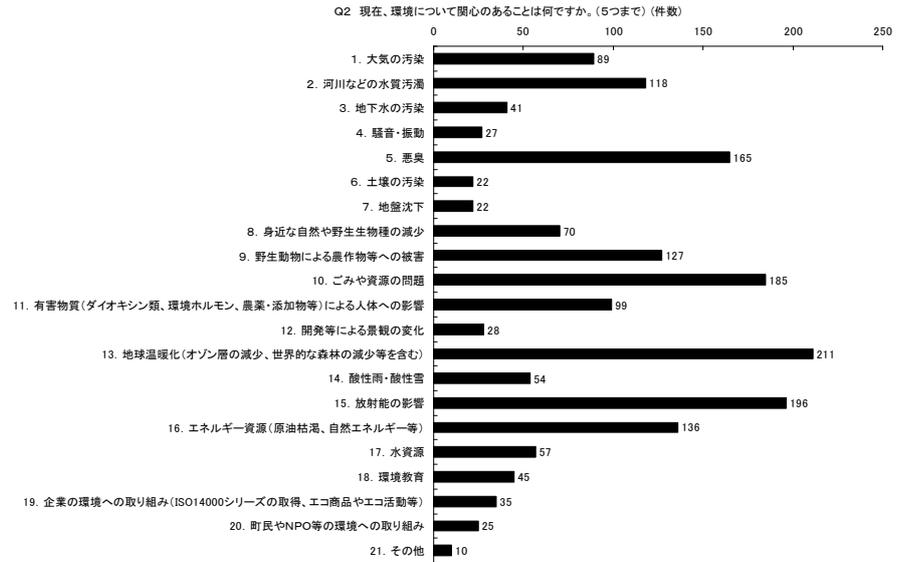
居住地区



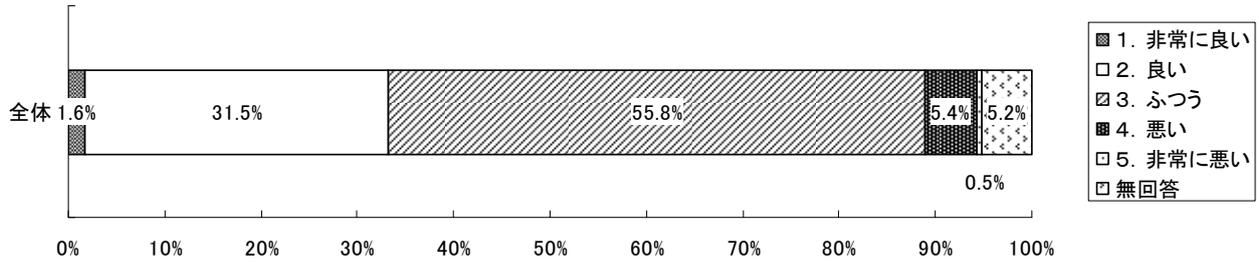
職業



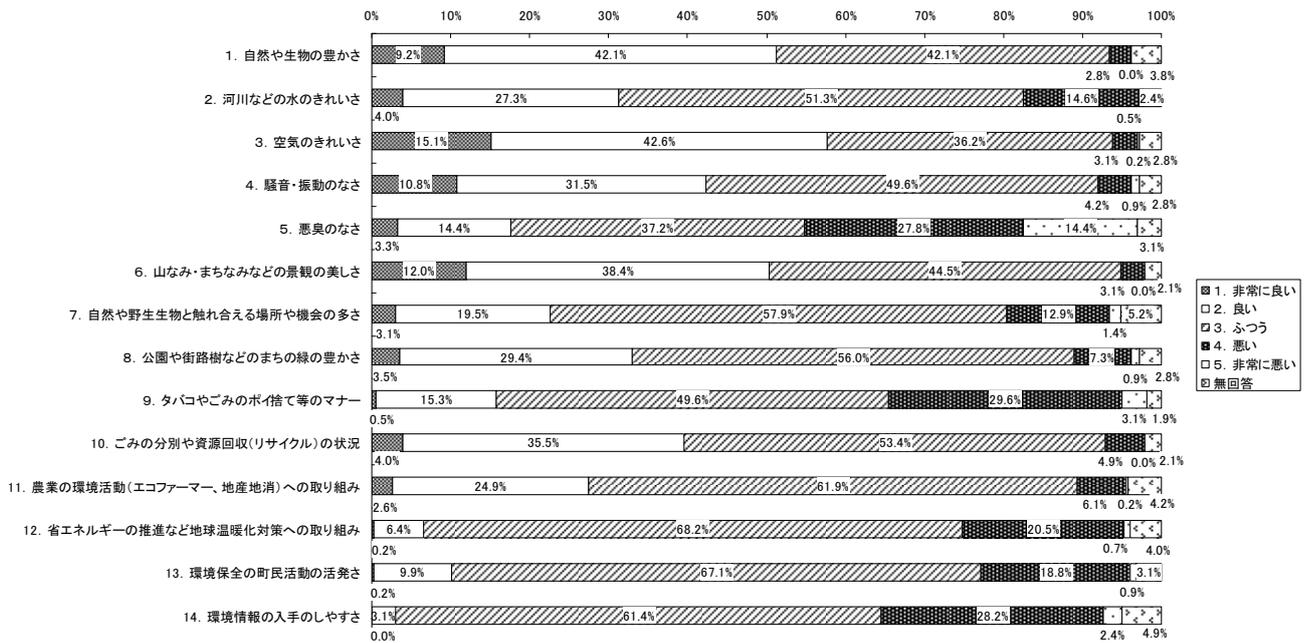
■環境に関する設問（町全体）



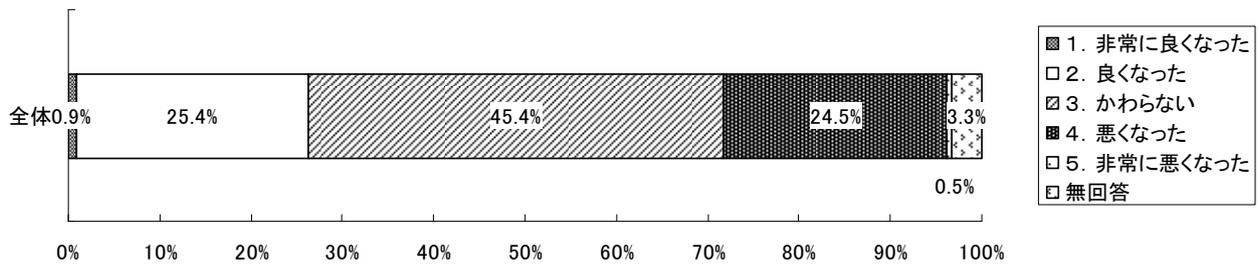
Q3 白鷹町全体の環境についてどのように思いますか。



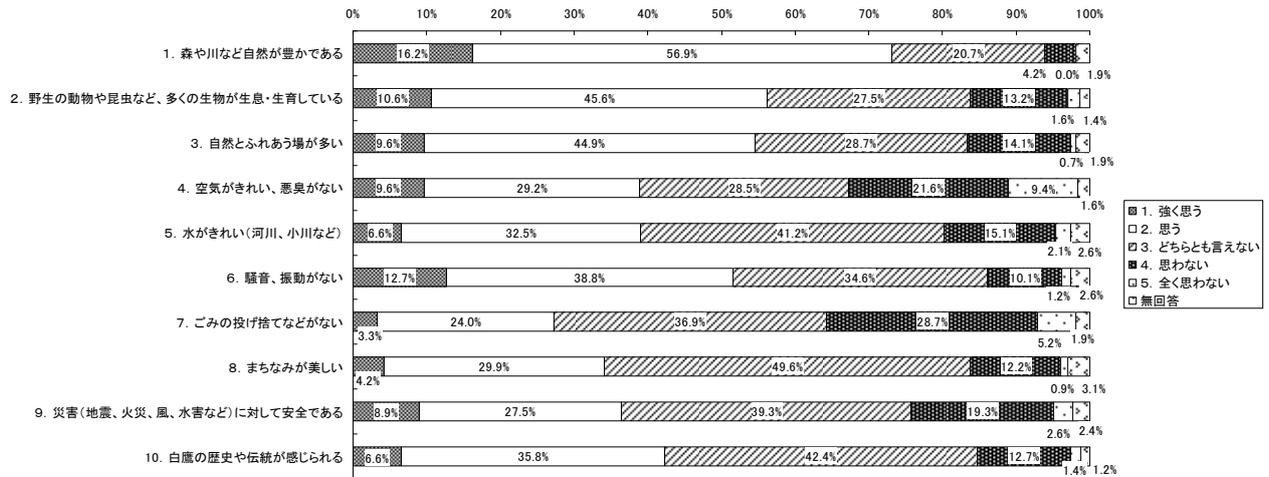
Q4 白鷹町全体の環境(具体的な設問)についてどのように思いますか。



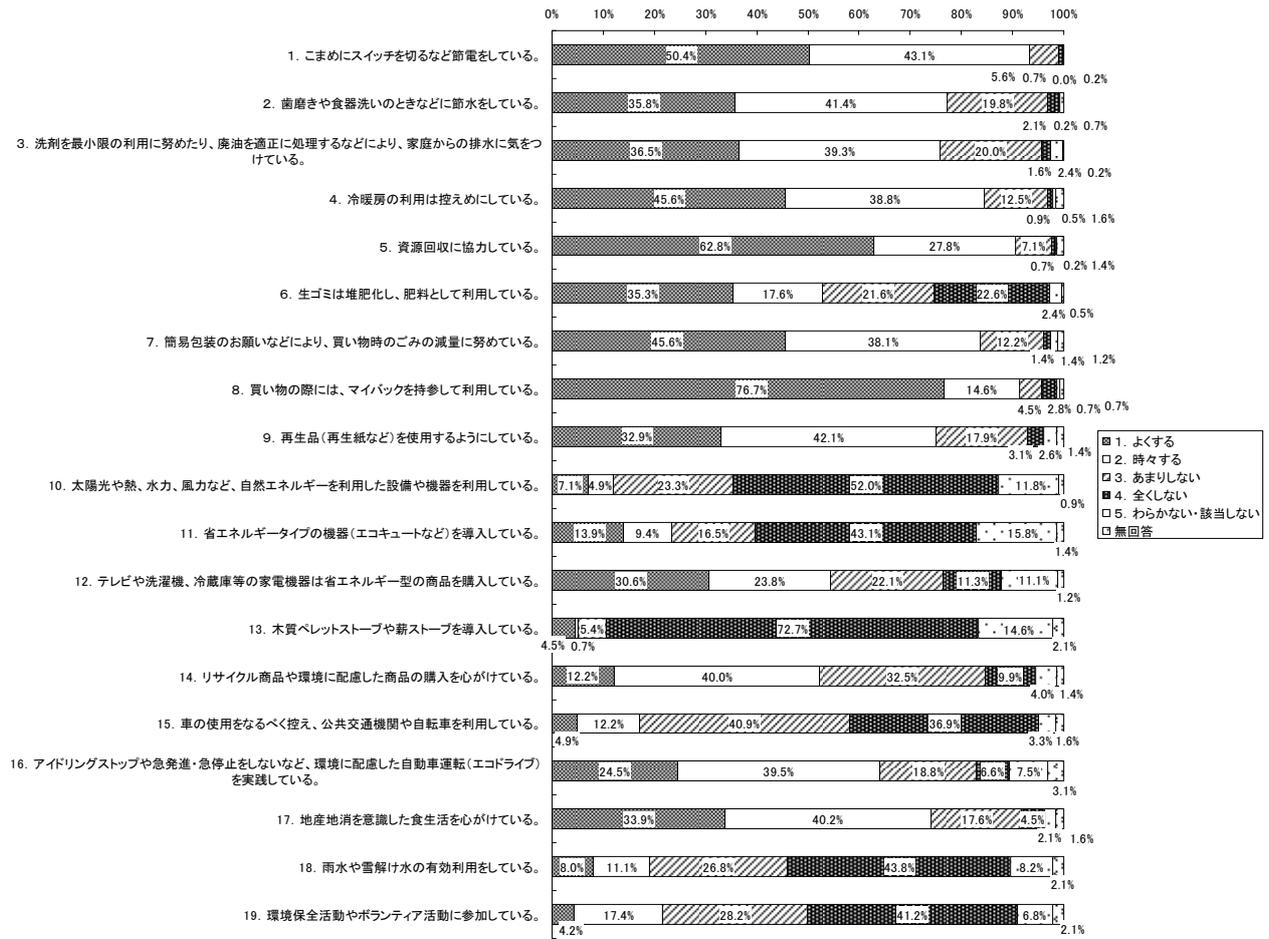
Q5 あなたのまわりの環境について、10年前と比べてどのように変わったと思いますか。



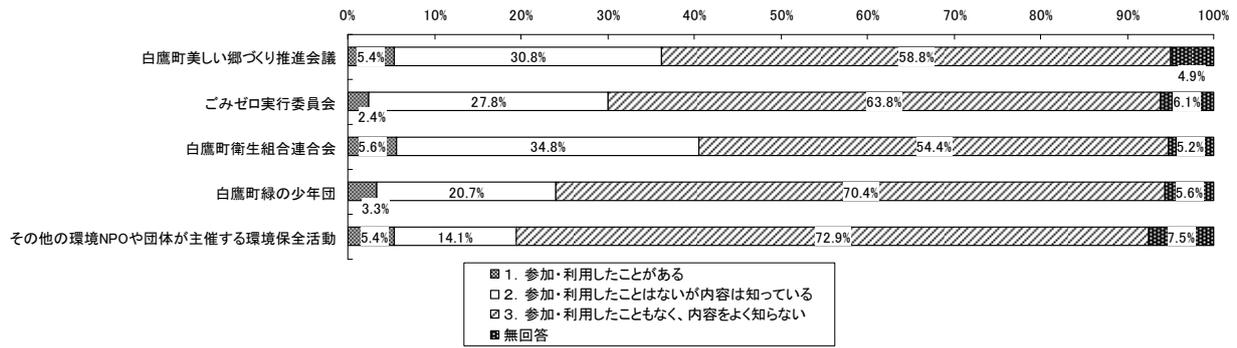
Q6 あなたがお住まいの地区の環境についてどのように思いますか。【白鹿町全体】



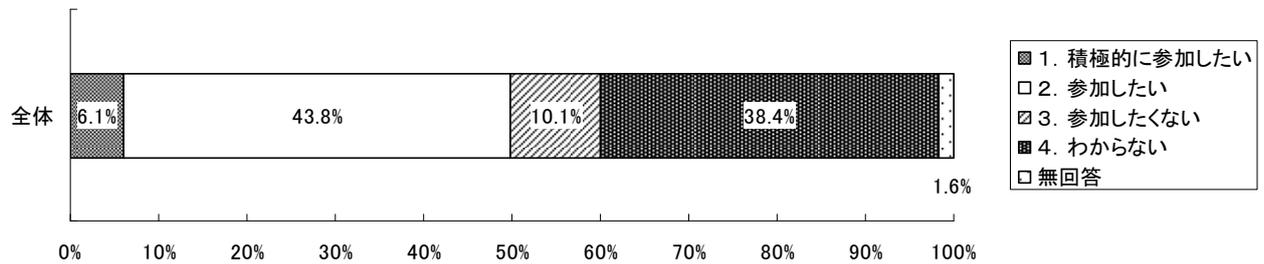
Q7 あなたは、環境を保全するために日常的にどのようなことを行っていますか。



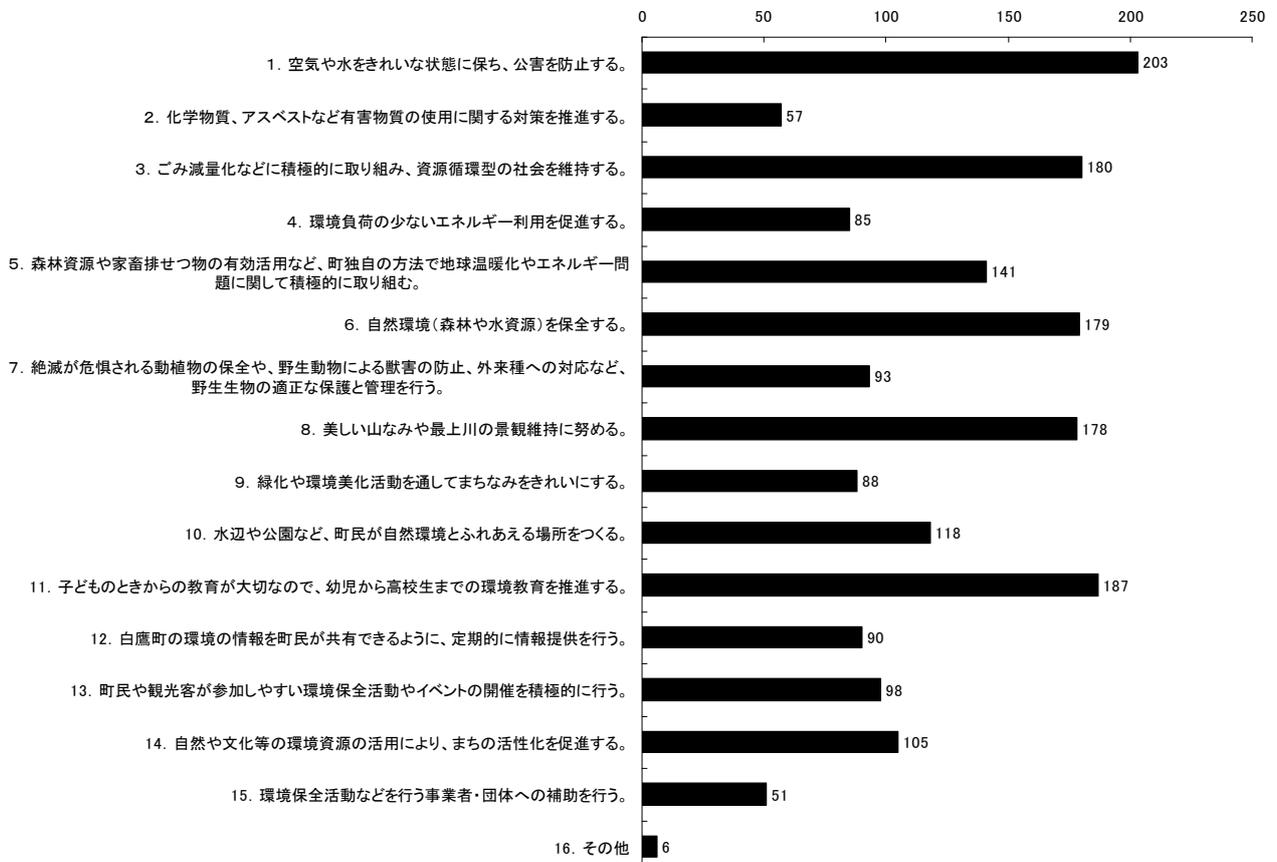
Q8 白鷹町でおこなわれている環境保全活動を知っていますか。または参加したことがありますか。



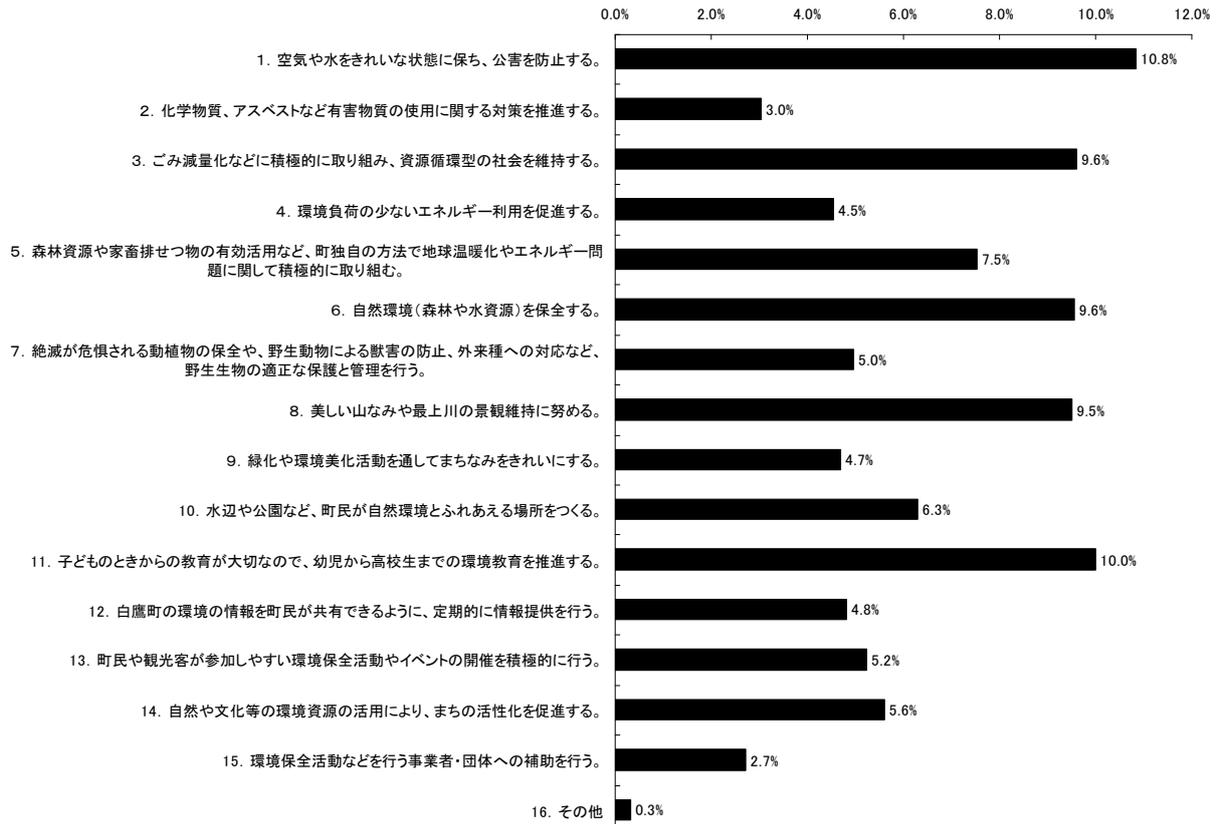
Q9 良い環境を守り育てていくために、あなたは環境を守るための行動に積極的に参加したいと思いますか。



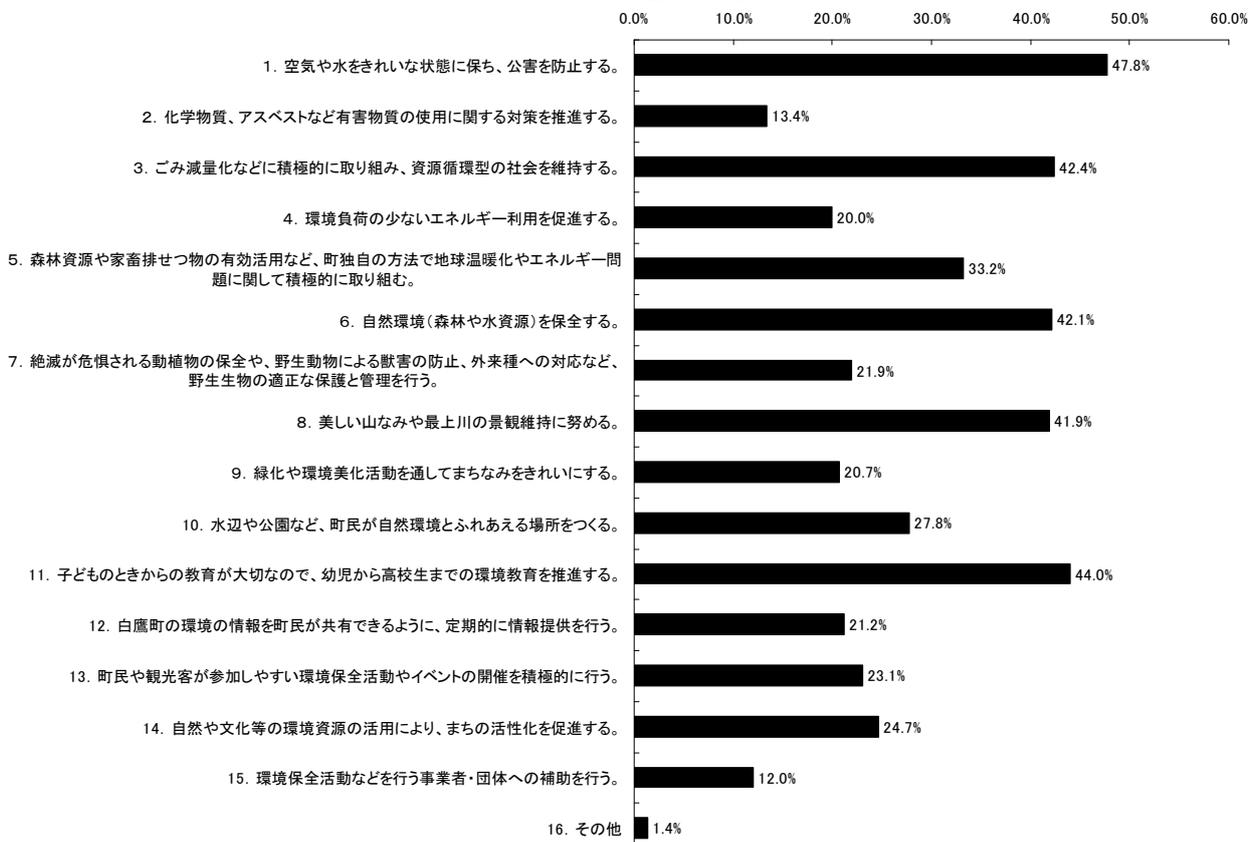
Q10 どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。(5つまで) (件数)



Q10 どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。(5つまで) (割合)

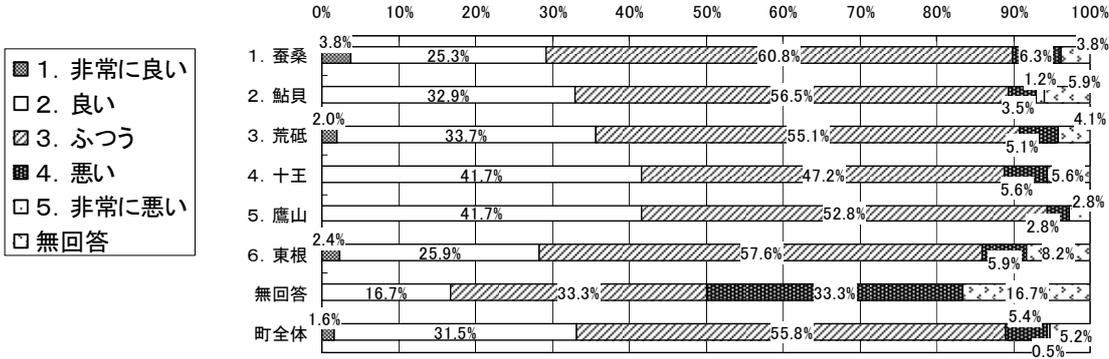


Q10 どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。(5つまで) (構成比)

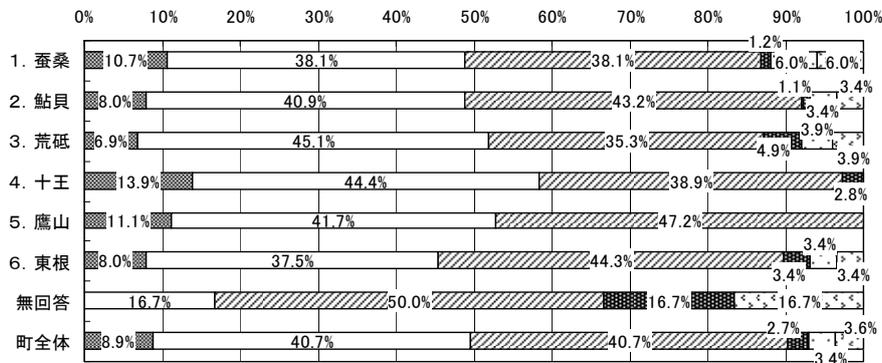


■環境に関する設問（地区別）

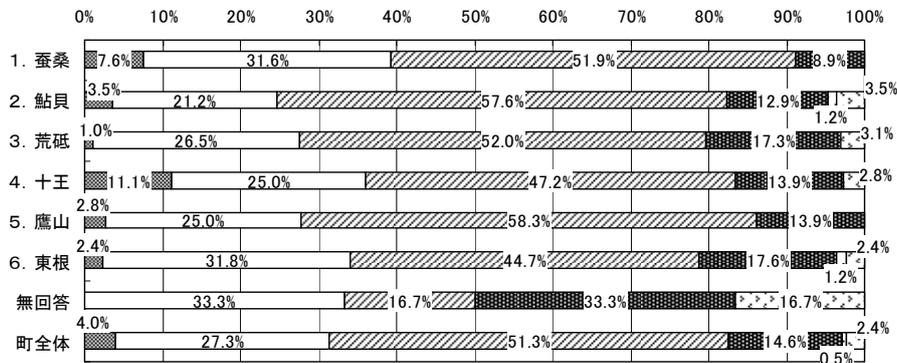
Q3 白鷹町全体の環境についてどのように思いますか。



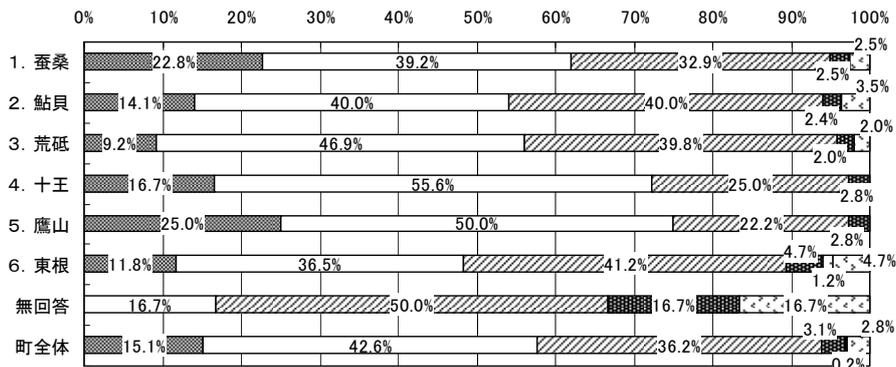
Q4 1. 自然や生物の豊かさ



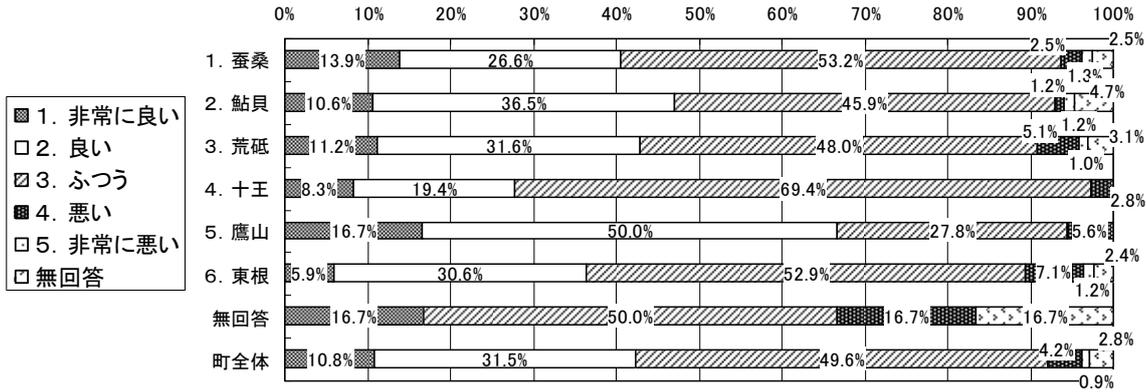
Q4 2. 河川などの水のきれいさ



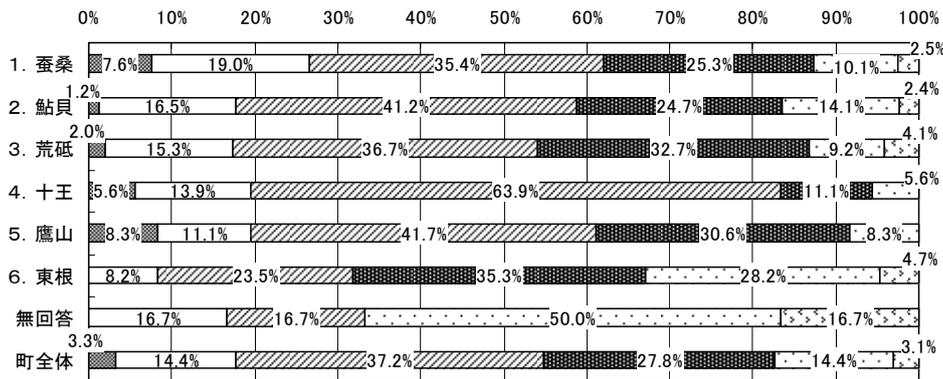
Q4 3. 空気のきれいさ



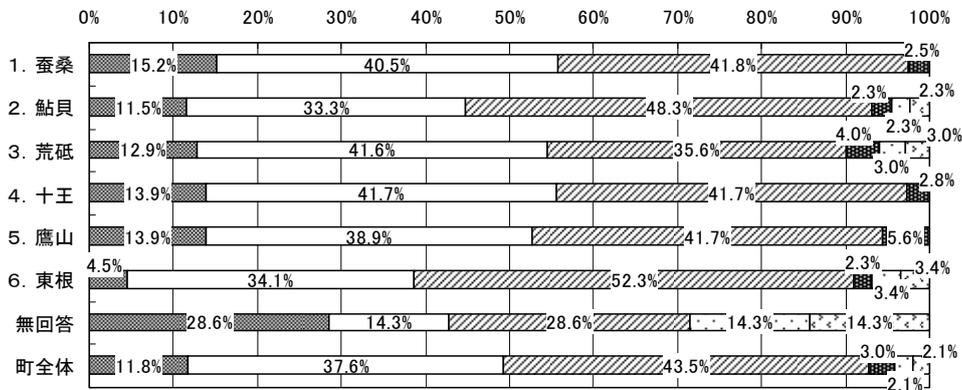
Q4 4. 騒音・振動のなさ



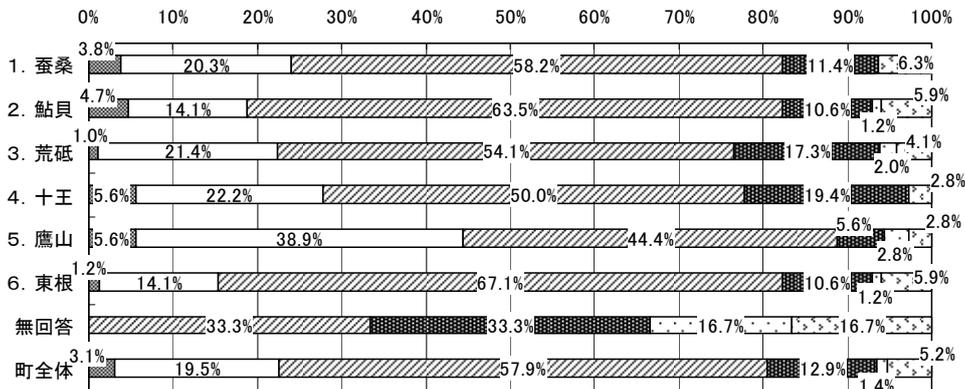
Q4 5. 悪臭のなさ



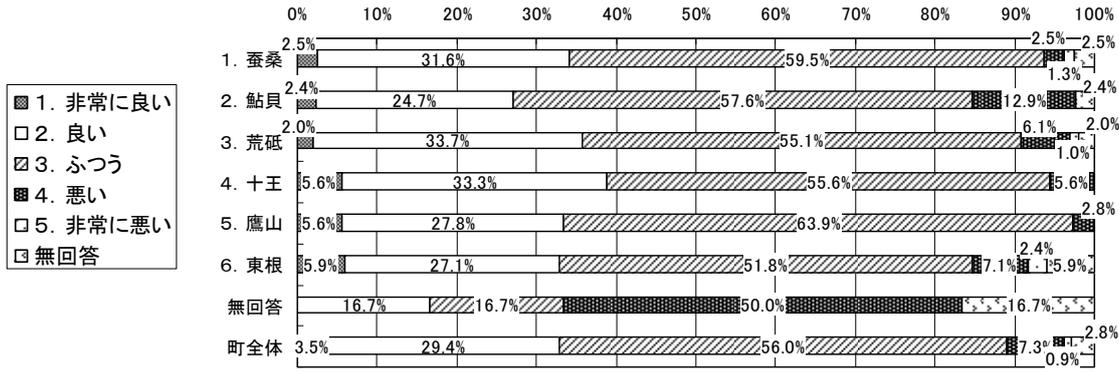
Q4 6. 山なみ・まちなみなどの景観の美しさ



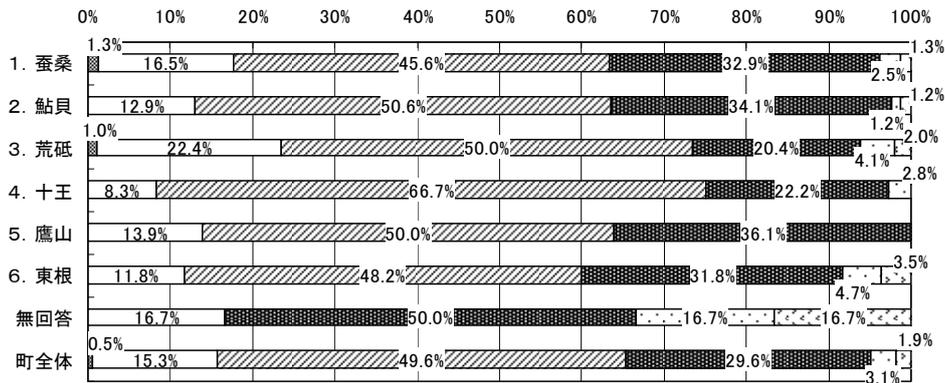
Q4 7. 自然や野生生物と触れ合える場所や機会の多さ



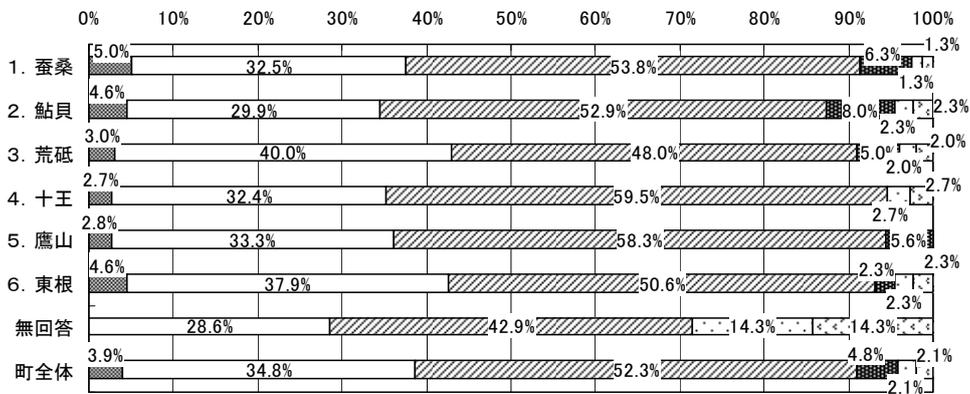
Q4 8. 公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ



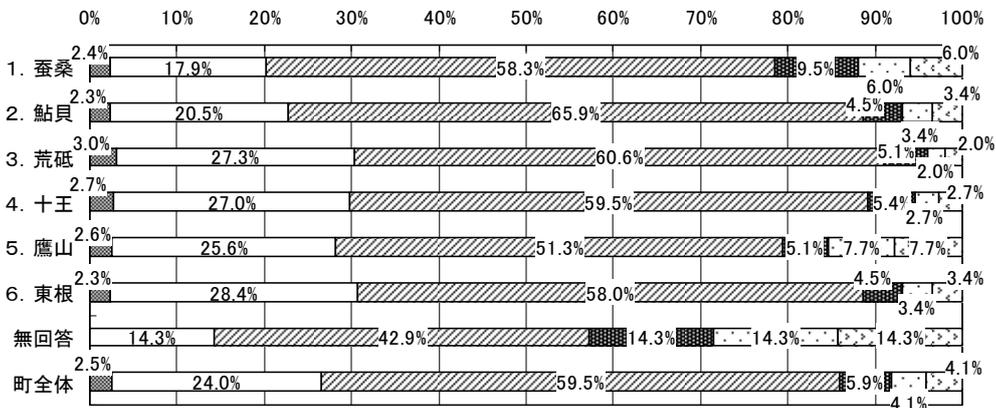
Q4 9. タバコやごみのポイ捨て等のマナー



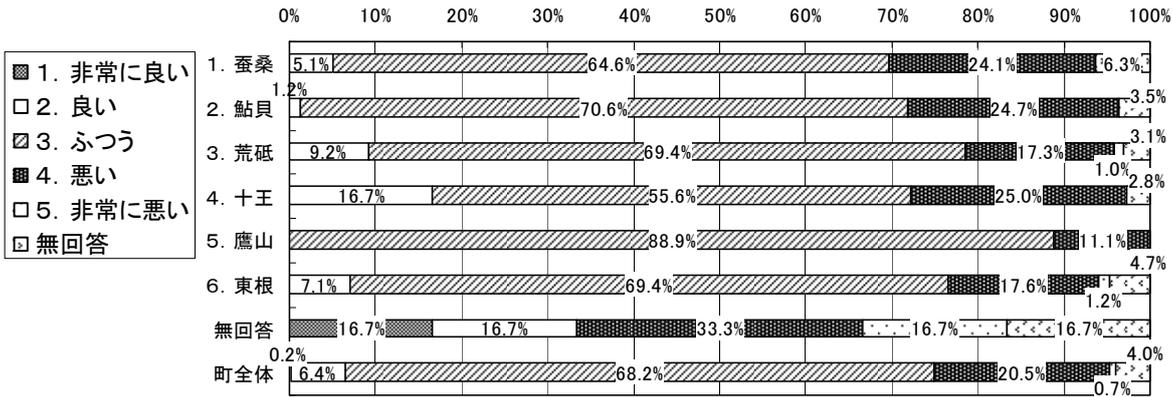
Q4 10. ごみの分別や資源回収(リサイクル)の状況



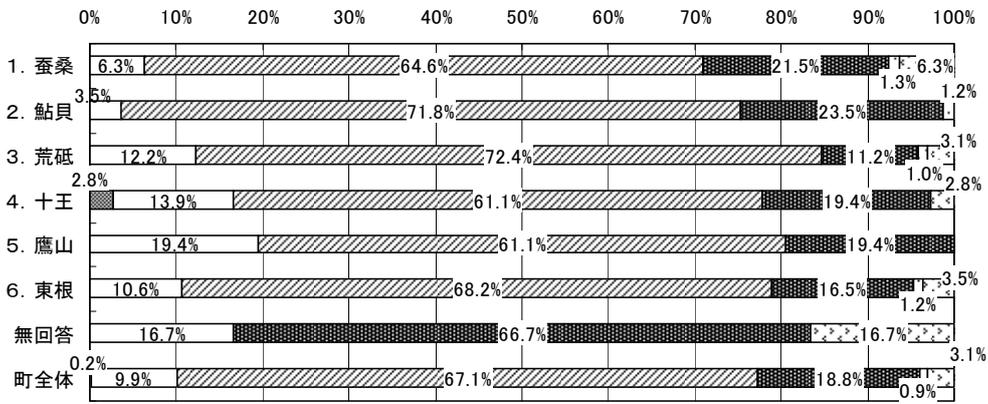
Q4 11. 農業の環境活動(エコファーマー、地産地消)への取り組み



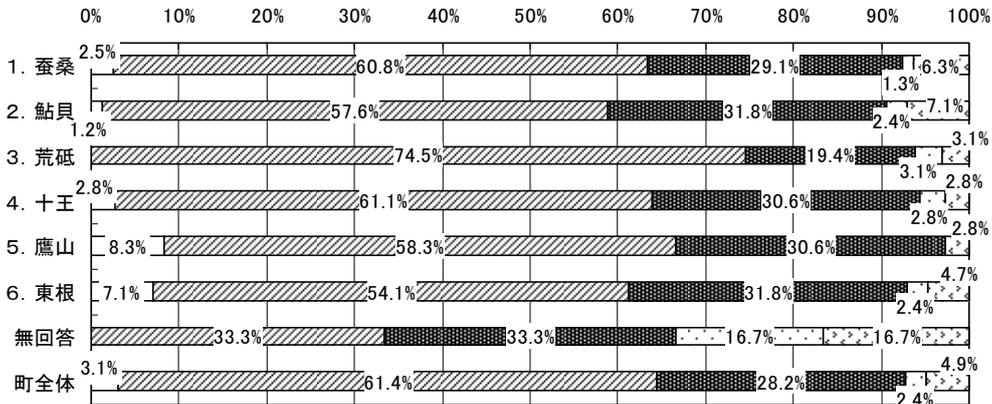
Q4 12. 省エネルギーの推進など地球温暖化対策への取り組み



Q4 13. 環境保全の町民活動の活発さ



Q4 14. 環境情報の入手のしやすさ



【町民のみなさまへお願い】

《白鷹町環境基本計画の策定に関するアンケート調査》

町民の皆様には、日頃より町政の発展にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。白鷹町では、現在、「白鷹町環境基本計画」の策定（改定）を進めております。

この町民アンケート調査は、町民の皆様にご白鷹町の環境の現状やよりよい環境づくりについてのご意見をお伺いし、「白鷹町環境基本計画」に反映させるため、町内にお住まいの満16歳以上の方の中から無作為に抽出した1,000人の方を対象にお願いしております。

回答は無記名とさせていただきます。回答内容についても全体の傾向を把握するために統計的に分析いたしますので、個人が特定されてご迷惑をおかけするといったことは一切ございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートの回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 24年 10月

【アンケートの記入についてのお願い】

- 1) アンケートは可能な限りご本人がお答えください。
- 2) 調査票の記入は、各設問の指示にしたがってください。

【取扱いについて】

- 1) ご記入いただいた調査票は、秘密厳守とし、内容がそのままのかたちで公表されることはありません。
- 2) また、本調査の目的以外のために使用されることはありません。

【締め切りについて】

この調査票は、平成24年10月26日（金）までに、同封の返信用封筒にてポストに投函くださいますようお願いいたします。

このアンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

白鷹町役場 町民課 暮らし環境係

TEL 0238-85-6131（直通）

FAX 0238-85-5275

1. (1) あなた自身のことや関心のある環境についてお尋ねします。

Q1 あなた自身のことについてお尋ねします。該当するものに○をつけてください。

あなたの性別は	1. 男	2. 女		
あなたの年齢は	1. 10代 5. 50代	2. 20代 6. 60代	3. 30代 7. 70代以上	4. 40代
白鷹町にお住まいになって何年になりますか	1. 5年未満 4. 20年以上	2. 5～10年未満	3. 10～20年未満	
どちらの地区にお住まいですか	1. 蚕桑 4. 十王	2. 鮎貝 5. 鷹山	3. 荒砥 6. 東根	
あなたの職業は何ですか	1. 農林業・畜産業 4. 会社員 7. 主婦 10. その他	2. 自営業(商業, サービス) 5. 公務員 8. パート・アルバイト	3. 自営業(工業) 6. 団体職員 9. 学生	

Q2 現在、環境について関心のあることは何ですか。該当するものに○をつけてください。(5つまで)

1. 大気の汚染
2. 河川などの水質汚濁
3. 地下水の汚染
4. 騒音・振動
5. 悪臭
6. 土壌の汚染
7. 地盤沈下
8. 身近な自然や野生生物種の減少
9. 野生動物による農作物等への被害
10. ごみや資源の問題
11. 有害物質（ダイオキシン類、環境ホルモン、農薬・添加物等）による人体への影響
12. 開発等による景観の変化
13. 地球温暖化（オゾン層の減少、世界的な森林の減少等を含む）
14. 酸性雨・酸性雪
15. 放射能の影響
16. エネルギー資源（原油枯渇、自然エネルギー等）
17. 水資源
18. 環境教育
19. 企業の環境への取り組み（ISO14000 シリーズの取得、エコ商品やエコ活動等）
20. 町民やNPO等の環境への取り組み
21. その他 ()

2. (2) 白鷹町やあなたのお住まいの地域の環境についてお尋ねします。

Q3 白鷹町全体の環境についてどのように思いますか。 該当するものに○をつけて下さい。

1. 非常に良い 2. 良い 3. ふつう 4. 悪い 5. 非常に悪い

Q4 白鷹町全体の環境について、具体的な設問項目ごとに該当するものを選び、その番号に○をつけてください。

設問項目	非常に 良い	良い	ふつう	悪い	非常に 悪い
1. 自然や生物の豊かさ	1	2	3	4	5
2. 河川などの水のきれいさ	1	2	3	4	5
3. 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
4. 騒音・振動のなさ	1	2	3	4	5
5. 悪臭のなさ	1	2	3	4	5
6. 山なみ・まちなみなどの景観の美しさ	1	2	3	4	5
7. 自然や野生生物と触れ合える場所や機会の多さ	1	2	3	4	5
8. 公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	1	2	3	4	5
9. タバコやごみのポイ捨て等のマナー	1	2	3	4	5
10. ごみの分別や資源回収（リサイクル）の状況	1	2	3	4	5
11. 農業の環境活動（エコファーマー、地産地消）への取り組み	1	2	3	4	5
12. 省エネルギーの推進など地球温暖化対策への取り組み	1	2	3	4	5
13. 環境保全の町民活動の活発さ	1	2	3	4	5
14. 環境情報の入手のしやすさ	1	2	3	4	5

Q5 あなたのまわりの環境について、10年前と比べてどのように変わったと思いますか。 該当するものに○をつけて下さい。

1. 非常に良くなった 2. 良くなった 3. かわらない 4. 悪くなった 5. 非常に悪くなった

Q6 ここでは、あなたがお住まいの地区をイメージしてお答えください。あなたがお住まいの地区の環境について該当するものを選び、その番号に○をつけてください。

設問項目	強く 思う	思う	どちら とも言 えない	思わな い	全く思 わない
1. 森や川など自然が豊かである	1	2	3	4	5
2. 野生の動物や昆虫など、多くの生物が生息・生育している	1	2	3	4	5
3. 自然とふれあう場が多い	1	2	3	4	5
4. 空気がきれい、悪臭がない	1	2	3	4	5
5. 水がきれい（河川、小川など）	1	2	3	4	5
6. 騒音、振動がない	1	2	3	4	5
7. ごみの投げ捨てなどが無い	1	2	3	4	5
8. まちなみが美しい	1	2	3	4	5
9. 災害（地震、火災、風、水害など）に対して安全である	1	2	3	4	5
10. 白鷹の歴史や伝統が感じられる	1	2	3	4	5

(3) 環境への取り組みについてお尋ねします。

Q7 あなたは、環境を保全するために日常的にどのようなことを行っていますか。具体的な設問項目ごとに該当するものを選び、その番号に○をつけてください。

設問項目	よくする	時々する	あまりしない	全くしない	わからない・該当しない
1. こまめにスイッチを切るなど節電をしている。	1	2	3	4	5
2. 歯磨きや食器洗いのときなどに節水をしている。	1	2	3	4	5
3. 洗剤を最小限の利用に努めたり、廃油を適正に処理するなどにより、家庭からの排水に気をつけている。	1	2	3	4	5
4. 冷暖房の利用は控えめにしている。	1	2	3	4	5
5. 資源回収に協力している。	1	2	3	4	5
6. 生ゴミは堆肥化し、肥料として利用している。	1	2	3	4	5
7. 簡易包装のお願いなどにより、買い物時のごみの減量に努めている。	1	2	3	4	5
8. 買い物際には、マイバックを持参して利用している。	1	2	3	4	5
9. 再生品（再生紙など）を使用するようにしている。	1	2	3	4	5
10. 太陽光や熱、水力、風力など、自然エネルギーを利用した設備や機器を利用している。	1	2	3	4	5
11. 省エネルギータイプの機器（エコキュート*1など）を導入している。	1	2	3	4	5
12. テレビや洗濯機、冷蔵庫等の家電機器は省エネルギー型の商品を購入している。	1	2	3	4	5
13. 木質ペレットストーブや薪ストーブを導入している。	1	2	3	4	5
14. リサイクル商品や環境に配慮した商品の購入を心がけている。	1	2	3	4	5
15. 車の使用をなるべく控え、公共交通機関や自転車を利用している。	1	2	3	4	5
16. アイドリングストップや急発進・急停止をしないなど、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）を実践している。	1	2	3	4	5
17. 地産地消を意識した食生活を心がけている。	1	2	3	4	5
18. 雨水や雪解け水の有効利用をしている。	1	2	3	4	5
19. 環境保全活動やボランティア活動に参加している。	1	2	3	4	5

*1 エコキュート…ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器。

Q 8 白鷹町でおこなわれている環境保全活動を知っていますか。または参加したことがありますか。
該当するものに○をつけて下さい。

番号	環境保全活動の種類	参加・利用したことがある	参加・利用したことはないが内容は知っている	参加・利用したこともなく、内容をよく知らない
1	白鷹町美しい郷づくり推進会議			
2	ごみゼロ実行委員会			
3	白鷹町衛生組合連合会			
4	白鷹町緑の少年団			
5	その他の環境 NPO や団体が主催する環境保全活動			

「5」でその他の環境保全活動に参加している方は、参加している活動の概要（主催、内容）を記載してください。

Q 9 良い環境を守り育てていくために、あなたは環境を守るための行動に積極的に参加したいと思いますか。

該当するものに○をつけて下さい（1つ）。

- | | | | |
|--------------|----------|------------|----------|
| 1. 積極的に参加したい | 2. 参加したい | 3. 参加したくない | 4. わからない |
|--------------|----------|------------|----------|

3. (4) 町の環境に対する取り組みについての考えをお尋ねします。

Q10 町では、今後、環境基本計画に基づき、よりよい環境をつくるための施策を積極的に推進していく予定です。どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。

該当するものに○をつけて下さい。(5つまで)

1.	空気や水をきれいな状態に保ち、公害を防止する。
2.	化学物質、アスベストなど有害物質の使用に関する対策を推進する。
3.	ごみ減量化などに積極的に取り組み、資源循環型の社会を維持する。
4.	環境負荷の少ないエネルギー利用を促進する。
5.	森林資源や家畜排せつ物の有効活用など、町独自の方法で地球温暖化やエネルギー問題に関して積極的に取り組む。
6.	自然環境（森林や水資源）を保全する。
7.	絶滅が危惧される動植物の保全や、野生動物による獣害の防止、外来種への対応など、野生生物の適正な保護と管理を行う。
8.	美しい山なみや最上川の景観維持に努める。
9.	緑化や環境美化活動を通してまちなみをきれいにする。
10.	水辺や公園など、町民が自然環境とふれあえる場所をつくる。
11.	子どものときからの教育が大切なので、幼児から高校生までの環境教育を推進する。
12.	白鷹町の環境の情報を町民が共有できるように、定期的に情報提供を行う。
13.	町民や観光客が参加しやすい環境保全活動やイベントの開催を積極的に行う。
14.	自然や文化等の環境資源の活用により、まちの活性化を促進する。
15.	環境保全活動などを行う事業者・団体への補助を行う。
16.	その他 ()

質問は以上で終わりです。白鷹町のこれからの環境について、ご意見、ご要望がありましたら、枠内にご記入ください。アンケートへのご協力ありがとうございました。

<ご意見・ご要望>

第2次白鷹町環境基本計画

平成25年 3月

白鷹町 町民課 暮らし環境係

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

TEL: 0238-85-6131

FAX: 0238-85-5275

URL: <http://www.town.shirataka.lg.jp/>

E-mail: cyoumin@so.town.shirataka.yamagata.jp

